

手続編

第1章 法の許可の手続

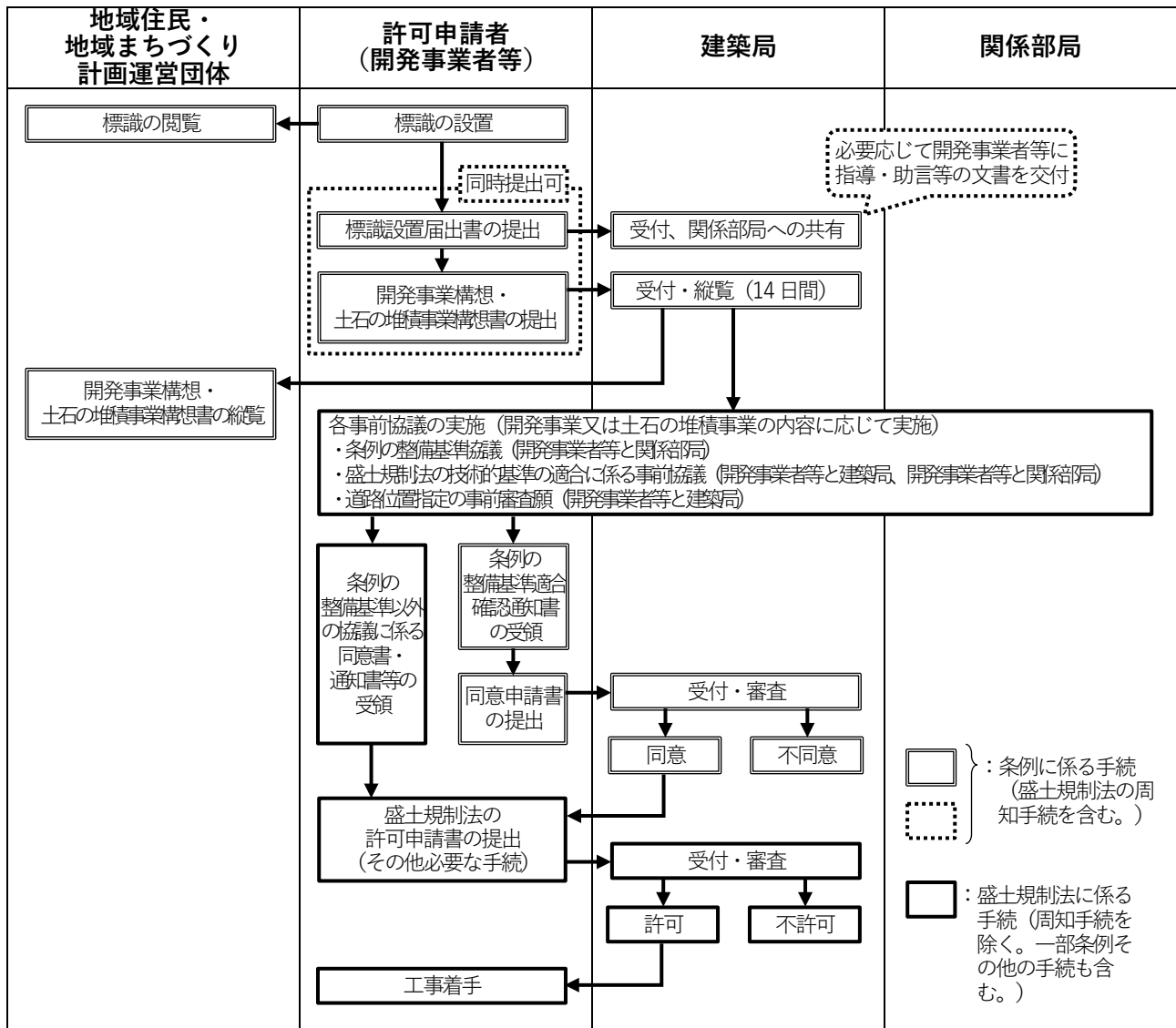
1 法の許可の主な手続の流れ（工事着手まで）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法の許可を受ける場合の許可申請前から、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては、工事に係る検査済証の交付を受けるまで、土石の堆積に関する工事にあつては、当該土石の除却に係る確認済証の交付を受けるまでの主な手続の流れ（計画の変更等を除く。）は次のとおりです。

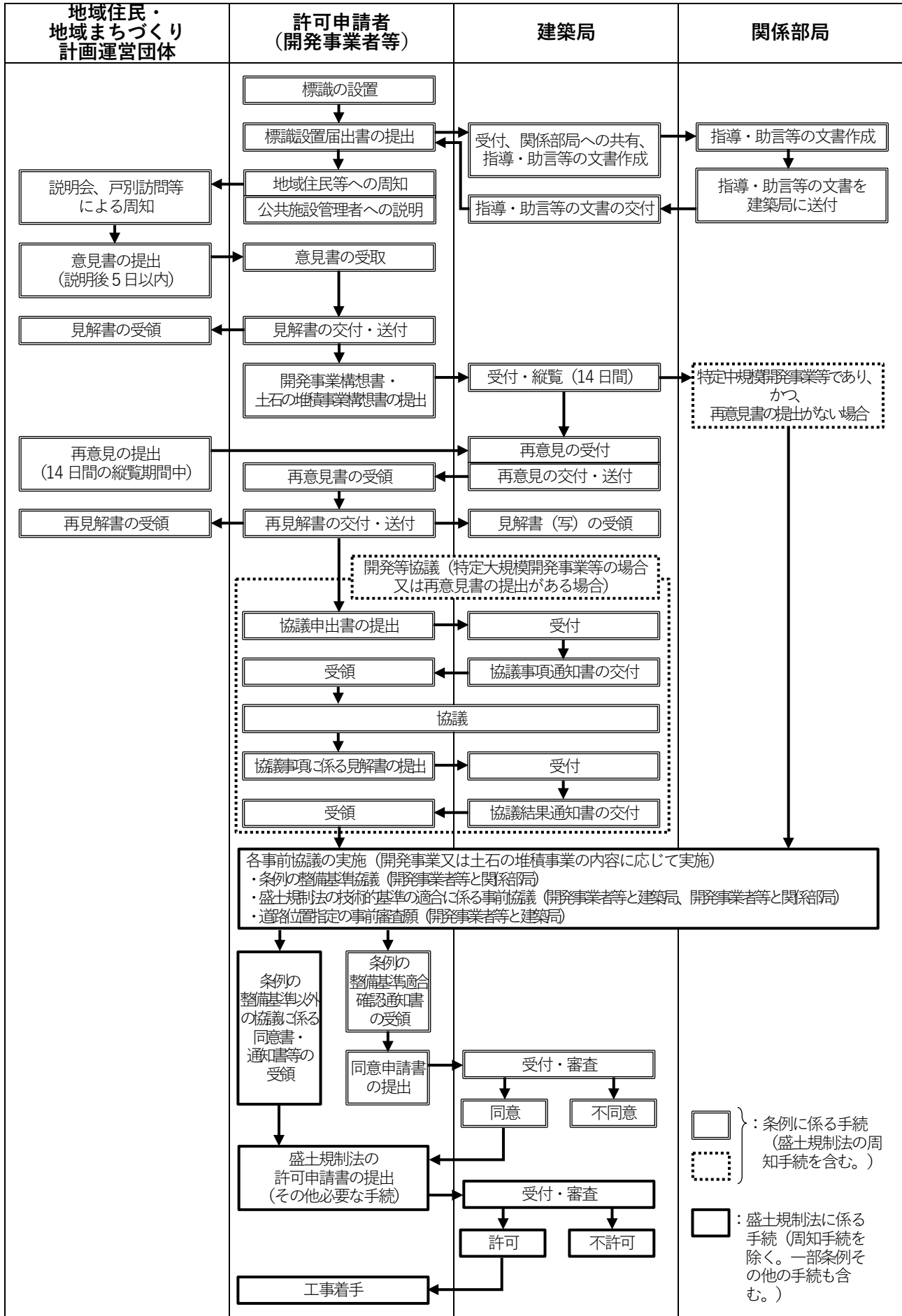
なお、横浜市では、法の許可申請の前に行う法第11条の規定による住民への周知の措置を、条例（※）の手続により行うこととしていますので、同条例の手続と法の許可の手続の両方を記載しています。

※ 条例とは、横浜市開発事業等の調整等に関する条例のことです。条例の手続の詳細については、「横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引」を参照してください。

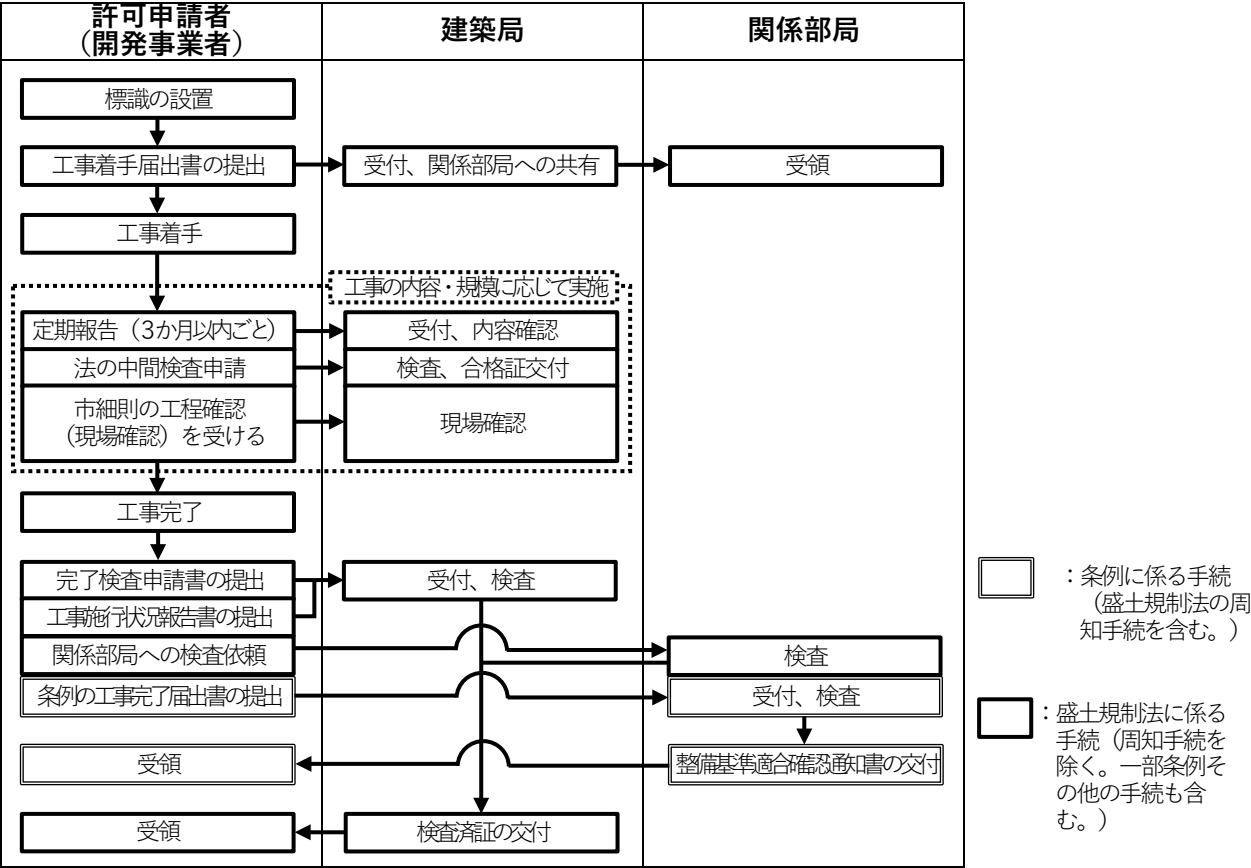
(1) 許可までの流れ（条例の特定小規模開発事業等の場合）



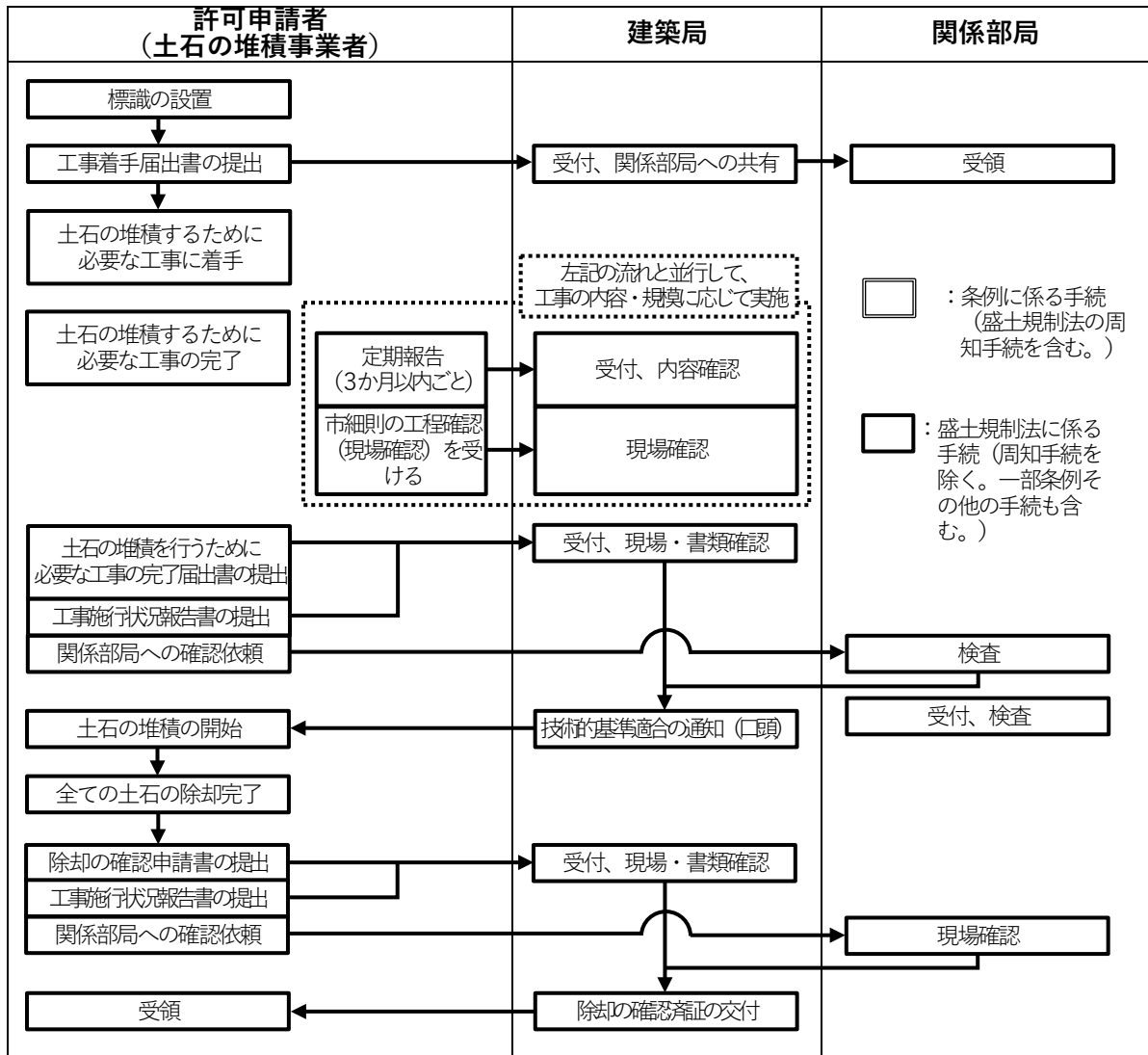
(2) 許可までの流れ（条例の特定大規模開発事業等又は特定中規模開発事業等の場合）



(3) 許可以後の流れ（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）



(4) 許可以後の流れ（土石の堆積に関する工事の場合）



2 法に係る申請・相談等の窓口

(1) 申請・相談等の内容ごとの窓口

法の許可の事前相談、法の許可申請書及び届出書等の提出先並びに法の許可の審査・検査等の窓口は、次の表のとおりです。

なお、条例の手続に係る窓口については、「横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引」を参照してください。

申請・相談等の内容		窓口（担当課）
法の許可の可否に係る事前相談		市街化区域：建築局 宅地審査課 指導担当 市街化調整区域：建築局 調整区域課 指導担当 ※ 農地については、横浜市中心農業委員会事務局及び横浜市南西部農業委員会事務局にも御相談ください。
法の許可申請、各種届出、定期報告及び検査申請等の受付		市街化区域：建築局 宅地審査課 指導担当 市街化調整区域：建築局 調整区域課 指導担当
法の許可の審査等	技術的基準（※1）の審査・検査	市街化区域：建築局 宅地審査課 指導担当
	周辺住民への周知（条例の手続）	市街化調整区域：建築局 調整区域課 指導担当
	排水施設（※1）の審査・検査	工事施行区域 1,000 m ² 以上：下水道河川局 管路保全課 工事施行区域 1,000 m ² 未満：各土木事務所
	工事主の資力及び信用の審査	建築局 調整区域課 事務担当
	工事施行者の工事施行能力の審査（※2）	
土地の所有者等の同意の審査		

※1 排水施設についての技術的基準は、工事施行区域の面積に応じて、下水道河川局管路保全課又は各土木事務所にて審査・検査を行います。ただし、排水施設についての技術的基準のうち、雨水その他の地表水を集水する排水施設（U型側溝等）、沈砂池及び盛土又は切土した地盤内の排水施設（暗渠管等）の技術的基準については、建築局宅地審査課指導担当又は調整区域課指導担当にて審査・検査を行います。

※2 工事施行者の工事施行能力について、工事施行者が申請に係る工事の施行に必要な建設業法に基づく免許を受けているか審査するため、建築局宅地審査課指導担当（市街化区域の場合）又は同局調整区域課指導担当（市街化調整区域の場合）にて申請に係る工事内容の種別の確認を行います。

(2) 各窓口（各課）の問合せ先

担当課		TEL	窓口
建築局 宅地審査課 指導担当	北部（緑・青葉・都筑）	045-671-4515	横浜市庁舎 25 階南側
	西部（南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉）	045-671-4516	
	南部（港南・磯子・金沢・戸塚・栄）	045-671-4517	
	東部（鶴見・神奈川・西・中・港北）	045-671-4518	
建築局 調整区域課	指導担当	045-671-4521	横浜市庁舎 25 階南側
	事務担当	045-671-4523	
みどり環境局 農政部	横浜市中心農業委員会事務局 （鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭・港北・ 緑・青葉・都筑）	045-948-2475	都筑区総合庁舎 4 階
	横浜市南西部農業委員会事務局 （中・西・南・港南・磯子・金沢・ 戸塚・栄・泉・瀬谷）	045-866-8495	戸塚区総合庁舎 8 階
下水道河川局 管路保全課		045-671-2833	横浜市庁舎 27 階南側
土木事務所（該当区の土木事務所にお問合せ下さい。）		各区土木事務所一覧 横浜市 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/doro/sonota/20140225170306.html	

(3) 関係手続及び問合せ先

宅地造成等に関する工事の許可には、次のような関係法令があります。必要に応じ、別途手続を行ってください。

ア 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定

建築基準法に基づく「道路の位置の指定」を伴う宅地造成及び特定盛土等に関する工事を行う場合は、別途、道路の位置の指定の事前審査を受けてください。（工事完了後には、道路の位置の指定申請が必要です。）

イ 道路法又は下水道法に基づく自費工事（公共施設の管理者以外の者が行う工事）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に伴い横浜市の管理する道路・下水道に関する工事がある場合は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について法の許可を受けた後、各区土木事務所に次の申請をし、市長の承認・確認を受けてください。

なお、自費工事の完了検査は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了までに終了しておいてください。

(7) 歩道切り下げ工事等施行承認申請及び歩道切り下げ工事以外の施行承認申請（道路法第 24 条）

歩道の切り下げ（縁石を含む）、安全柵の撤去、舗装の新設や打換え、側溝の敷設替え等をする場合に必要な申請です。なお、工事施行者は、横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録されている工事者でなければなりません。

(イ) 排水設備計画確認申請（下水道条例第 4 条）

工事施行区域内の排水設備工事を行うときに必要な申請です。この場合、申請者、工事施行者は「横浜市排水設備指定工事店等の指定に関する規則」第 14 条に規定する責任技術者でなければ、工事の申請、工事施行をすることができません。なお、当該申請は公共・（一般）下水道施設築造工事等承認申請の前に申請してください。

(ウ) 公共・（一般）下水道施設築造工事等承認申請（下水道法第 16 条）

工事施行区域内の排水施設を市が管理する公共下水道に接続する場合に必要です。

(エ) 道路の占用及び掘削工事等施行許可申請（市道路占用規則第 3 条）

排水施設工事等道路の掘削を伴う場合に必要です。

(4) 関係法令及び条例一覧

法令名	関係局課
都市計画法（開発行為の許可） 横浜市開発事業等の調整等に関する条例	建築局 宅地審査課 調整区域課
建築基準法（道路位置指定を除く） 横浜市建築基準条例	建築局 建築指導課
横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	建築局 情報相談課
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	神奈川県 横浜川崎治水事務所
道路法	道路局 維持課、路政課、道路調査課
下水道法	下水道河川局 管路保全課
河川法、横浜市下水道条例（水路に限る。）	下水道河川局 河川流域管理課
消防法	消防局 警防課
生産緑地法	みどり環境局 農政推進課
首都圏近郊緑地保全法、近郊緑地保全区域内開発指導要綱	みどり環境局 公園緑地管理課
農地法	みどり環境局 農政推進課 横浜市中央農業委員会事務局 横浜市南西部農業委員会事務局
農業振興地域の整備に関する法律	みどり環境局 農政推進課 北部農政事務所 南部農政事務所
墓地・埋葬等に関する法律	健康福祉局 生活衛生課
文化財保護法、横浜市文化財保護条例	教育委員会事務局生涯学習文化財課
横浜市風致地区条例	建築局 建築企画課
緑の環境をつくり育てる条例	みどり環境局 公園緑地管理課 戦略企画課
横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	みどり環境局 戦略企画課

※ 関係局課の名称は、令和7年4月1日現在のものです。

3 法の許可及び届出等に係る様式

法の許可及び届出等に係る様式は、次の横浜市ウェブサイトよりダウンロードが可能です。

【法の許可及び届出等に係る様式（排水施設についての技術的基準に係る事前協議関係を除く。）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/morido/>

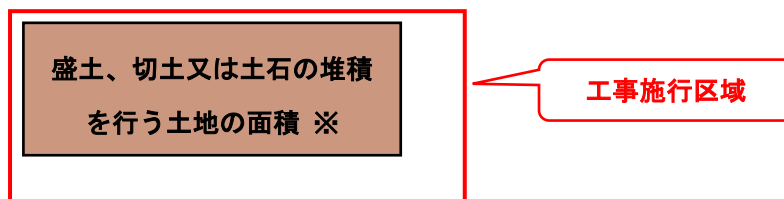
【排水施設についての技術的基準に係る事前協議関係の様式】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kyogi/gesuido/haitsuikyoug.html>

※ 盛土規制法以外の協議についても掲載されていますので、留意してください。

4 法の許可等の手数料

許可等の申請手数料は盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の面積に応じて定められており、それぞれ次の表のとおりです。詳しくは、担当課（建築局調整区域課事務担当）に確認してください。



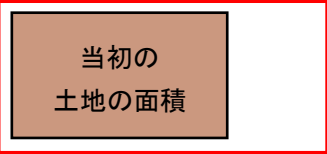
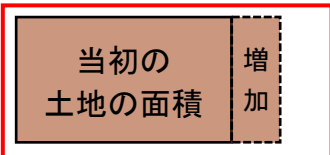
※ 「盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の面積」には、盛土、切土又は土石の堆積（土石の積重ね）をする前後の地盤面の標高の差が 30 センチメートルを超えない部分の土地の面積も含まれます。

(1) 許可申請（法第 12 条）

盛土若しくは切土をする土地の面積 又は 土石の堆積を行なう土地の面積	申請手数料（円）	
	宅地造成・特定盛土等 の場合	土石の堆積の場合
500 m ² 以下	16,000	11,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	28,000	14,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	40,000	16,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	59,000	20,000
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	68,000	29,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	93,000	32,000
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	149,000	39,000
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以下	229,000	54,000
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以下	360,000	74,000
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下	509,000	111,000
100,000 m ² を超えるもの	658,000	136,000

(2) 変更許可申請（法第 16 条）

変更許可の申請手数料は、変更内容により異なり、次のとおりです。

盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行う土地の面積が同じで、工事の計画を変更する場合	当初の許可申請手数料の額に 10 分の 1 を乗じた額 
盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行う土地の面積が縮小する場合	縮小後の土地の面積に応じた許可申請手数料の額に 10 分の 1 を乗じた額 
盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行う土地の面積が増加する場合（盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行なう土地の面積が減少する場合であっても、盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行なうの範囲が増加する場合を含みます。）	当初の許可申請手数料の額に 10 分の 1 を乗じた額に増加する土地の面積に応じた許可申請手数料額を加えた額 

(3) 中間検査（法第 18 条）

盛土又は切土をする土地の面積	申請手数料（円）
3,000 m ² 以下	3,100
3,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	6,200
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以下	12,400
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以下	24,800
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下	43,400
100,000 m ² を超えるもの	62,100

5 標準処理期間

標準処理期間（補正や書類不備が一切ない場合における、申請が許可されるまでの標準的な期間をいいます。）は次のとおりです。

許可事務名称	根拠法令	標準処理期間
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項	50 日
土石の堆積に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項	24 日
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項	非設定
土石の堆積に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項	非設定

6 法の許可に係る事前の相談及び協議

(1) 許可の要否に係る事前相談

許可の要否に係る事前相談は、窓口で受付しています。また、事前相談書を横浜市に提出し、相談を行うこともできます。

事前相談書は、「宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の許可の要否に係る事前相談書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）（規則外第 1 号様式）」又は「宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の許可の要否に係る事前相談書（土石の堆積に関する工事）（規則外第 2 号様式）」に、必要な書類（添付書類は、規則外様式に記載しています。）を添えて、横浜市の担当課に提出してください。

(2) 技術的基準に係る事前協議

【市細則】

（事前協議）

第 10 条 法第 12 条第 1 項若しくは法第 16 条第 1 項の許可を受けようとする者又は法第 15 条第 1 項（法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）の協議をしようとする者は、当該許可の申請又は当該協議の申出をする前に、当該許可又は当該協議に係る宅地造成等に関する工事の計画が法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかについて、市長が定めるところにより、市長と協議することができる。

ア 技術的基準に係る事前協議の概要（市細則第 10 条）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第 12 条第 1 項の許可若しくは法第 16 条第 1 項の変更許可を受けようとするとき又は法第 15 条の協議（法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）の申出をしようとするときは、許可申請又は協議申出に先立ち、当該工事の計画が法第 13 条第 1 項の技術的基準に適合しているかどうかについて、あらかじめ協議をすることができます。

また、土石の堆積に関する工事については、土石の堆積を開始する前までの間においてのみ、事前協議を行うことができるものとします（土石の堆積を開始した後の計画の変更については、当該変更について法第 16 条第 1 項の変更許可を受けた後、又は法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条の協議が成立した後に、当該変更に係る工事に着手することができます。）。

イ 技術的基準に係る事前協議の開始時期

上記アの当該協議を開始することができる時期は、許可申請又は協議申出に係る工事の内容及び規模等に応じて、次のとおりです。

(7) 特定大規模開発事業等（条例第2条第14号）に該当する場合及び条例第13条第1項に基づく再意見書の提出があった場合

条例第16条第7項の規定による「開発等協議事項通知書」の交付を受けた後（開発事業の構想、開発事業の計画、土石の堆積事業の構想又は土石の堆積事業の計画の変更の場合は、当該変更が条例に規定する軽微な変更該当しないときにあっては、変更後の開発事業の構想又は土石の堆積事業の構想に係る「開発等協議事項通知書」の交付を受けた後、軽微な変更該当するときにあっては、変更に係る工事に着手する前）

(イ) 特定小規模開発事業等（条例第2条第15号）に該当する場合

条例第12条第1項又は同条第2項による「開発事業構想書」、「標識設置届出書 兼 開発事業構想書」、「土石の堆積事業構想書」又は「標識設置届出書 兼 土石の堆積事業構想書」の提出後（開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画の変更の場合は、変更に係る工事に着手する前）

(ウ) 上記(7)又は(イ)のいずれにも該当しない場合

条例第12条第5項の規定による「開発事業構想書」又は「土石の堆積事業構想書」の縦覧期間の終了後（開発事業の構想、開発事業の計画、土石の堆積事業の構想又は土石の堆積事業の計画の変更の場合は、当該変更が条例に規定する軽微な変更該当しないときにあっては、変更後の開発事業の構想又は土石の堆積事業の構想に係る「開発事業構想書」又は「土石の堆積事業構想書」の縦覧期間の終了後、軽微な変更該当するときにあっては、変更に係る工事に着手する前）

ウ 技術的基準に係る事前協議の協議先

技術的基準（排水施設除く。（※））に係る事前協議の協議先は、第2項第1号の「技術的基準（※1）の審査・検査」の担当課（建築局宅地審査課指導担当又は調整区域課指導担当）です。

排水施設についての技術的基準（※）に係る事前協議の協議先は、第2項第1号の「排水施設（※1）の審査・検査」の担当課（各区土木事務所又は下水道河川局管路保全課）です。

※ 排水施設についての技術的基準のうち、雨水その他の地表水を集水する排水施設（U型側溝等）、沈砂池及び盛土又は切土した地盤内の排水施設（暗渠管等）の技術的基準は、建築局宅地審査課指導担当又は調整区域課指導担当にて審査・検査を行います。

エ 技術的基準（排水施設を除く。）に係る事前協議に必要な書類

次の表に掲げる書類について、正本1部（副本の返却を希望される場合には、正本及び副本の計2部）を第2項第1号の「技術的基準（※1）の審査・検査」の担当課に提出してください。

※ 次の(7)又は(イ)の表及び第8項第2号又は第4号の表の順に並べて綴じたものを提出してください。（正本及び副本を提出される場合は、各々で綴じてください。）

※ 正本及び副本を提出される場合は、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の事前協議申出書（規則外第3号様式）」又は「土石の堆積に関する工事の事前協議申出書（規則外第4号様式）」も2部提出が必要です。

(7) 法第12条第1項の許可申請又は法第15条の協議申出の前の協議のとき

a 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

付番	書類
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の事前協議申出書（規則外第3号様式）
2	委任状
3	宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（市細則第11号様式）

4	第8項第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」中の33から49に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類
---	---

ｂ 土石の堆積に関する工事の場合

付番	書類
1	土石の堆積に関する工事の事前協議申出書（規則外第4号様式）
2	委任状
3	土石の堆積に関する工事等の概要（市細則第15号様式）
4	第8項第4号の「表：許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）」中の33から39に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類

(イ) 法第16条第1項の変更許可申請又は法第16条第3項において準用する法第15条の協議申出（工事計画の変更に係る協議申出）の前の協議のとき

ａ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

付番	書類
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更事前協議申出書（規則外第5号様式）
2	委任状
3	宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（市細則第11号様式）
4	工事の計画の変更の内容を示した書類
5	第8項第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」中の33から49に掲げる書類のうち、その内容が変更されるもの

ｂ 土石の堆積に関する工事の場合

付番	書類
1	土石の堆積に関する工事の計画変更事前協議申出書（規則外第6号様式）
2	委任状
3	土石の堆積に関する工事等の概要（市細則第15号様式）
4	工事の計画の変更の内容を示した書類
5	第8項第4号の「表：許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）」中の33から39に掲げる書類のうち、その内容が変更されるもの

オ 排水施設についての技術的基準に係る事前協議に必要な書類

次の横浜市のウェブサイトにおいて、事前協議に必要な書類の確認及び様式のダウンロードを行うことができます。

【排水施設についての技術的基準に係る事前協議について掲載した横浜市のウェブサイト】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kyogi/gesuido/haisuikyugi.html>

※ 盛土規制法以外の協議についても掲載されていますので、留意してください。

また、事前協議の申出に係る書類は、正本及び副本の計2部を第2項第1号の「排水施設（※1）の審査・検査」の担当課に提出してください。

カ 事前協議と工事着手

(7) 当初許可又は協議成立前の事前協議の場合

法第12条第1項の許可申請又は法第15条の協議申出（工事計画の変更に係る協議申出を除きます。）に先立って行う事前協議の場合は、当該事前協議が成立しても、法第12条第1項の許可を受けた後又は法第15条の協議が成立した後しか、工事に着手することはできません。

(イ) 変更許可又は変更協議成立前の事前協議の場合

法第12条第1項の許可又は法第15条の協議の成立後であって、法第16条第1項の変更許

可申請又は法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条の協議申出（工事計画の変更に係る協議申出）に先立って行う事前協議の場合は、当該事前協議が成立すれば、当該事前協議に係る工事に着手することができるものとします（※ 1、※ 2）。

ただし、工事施行区域が拡大する計画の変更の場合は、当該変更について法第 16 条第 1 項の変更許可を受けた後、又は法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条の協議が成立した後に、当該変更に係る工事に着手することができるものとします。

※ 1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあつては、法第 17 条第 1 項の完了検査の申請をする前までに、土石の堆積に関する工事（土石の堆積を開始していない場合に限り、）にあつては、市細則第 19 条第 6 項の規定による「土石の堆積を行うために必要な工事の完了届出書（規則外第 15 号様式）」を提出する前までに、法第 16 条第 1 項の変更許可を受ける、又は法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条の協議が成立する必要があります。

※ 2 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、上記のほか、条例の規定による工事着手制限がありますので、留意してください。

7 法の許可申請前の周辺地域の住民への周知（法第 11 条、省令第 6 条及び市細則第 9 条）

【法】

（住民への周知）

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

【省令】

（住民への周知の方法）

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一～十 （略）

十一 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十二 （略）

2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一～八 （略）

九 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十 （略）

【市細則】

（その他周知の方法）

第 9 条 省令第 6 条第 4 号の規則で定める方法は、横浜市開発事業等の調整等に関する条例（平成 16 年 3 月横浜市条例第 3 号。以下「調整条例」という。）第 10 条第 1 項各号に掲げる方法とする。

（申請書の添付図書）

第 11 条 （略）

7 省令第 7 条第 1 項第 11 号及び第 2 項第 9 号に規定する法第 11 条の規定に基づく措置を講じたこ

とを証する書類は、次の各号に掲げる周知の方法の区分に応じて、当該各号に定める図書とする。

(1)～(3) (略)

(4) 調整条例第 10 条第 1 項各号に掲げる周知の方法 工事主が行おうとする宅地造成等に関する工事に係る調整条例第 2 条第 12 号に規定する開発事業の計画又は同条第 13 号に規定する土石の堆積事業の計画（開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画の変更（調整条例第 15 条第 2 項ただし書又は調整条例第 20 条第 1 項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）があったときは、その変更後のもの）について、調整条例第 19 条第 1 項の規定（調整条例第 20 条第 8 項において準用する場合を含む。）により市長が同意の処分をした旨を通知した書面

(1) 法の許可申請又は協議の申出の前に周辺地域の住民への周知の措置（法第 11 条、省令第 7 条第 1 項第 11 号又は第 2 項第 9 号及び市細則第 16 条第 1 項又は第 2 項）

法第 11 条の規定により法の許可を受けようとする工事主は、あらかじめ工事施行区域の周辺地域の住民に対して、行おうとする宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容について周知させるために必要な措置を講じる必要があります。また、省令第 7 条第 1 項第 11 号又は同条第 2 項第 9 号の規定により、法の許可申請書には、住民への周知の措置を講じたことを証する書類を添付する必要がありますが、住民への周知の措置を講じず、法の許可申請を行うことはできません。

また、法第 15 条第 1 項の規定による協議の申出を行う場合も、市細則第 16 条第 1 項又は同条第 2 項の規定により、協議の申出書に住民への周知の措置を講じたことを証する書類を添付する必要がありますが、住民への周知の措置を講じず、協議の申出を行うことはできません。

(2) 周辺地域の住民への周知の措置の方法（法第 11 条、省令第 6 条及び市細則第 9 条）

横浜市では、省令第 6 条第 4 号の規定により市細則第 9 条にて条例の手続による周知方法を、法第 11 条の規定による住民への周知の措置を講じる方法として規定しており、原則として周知の措置は、条例の手続により講ずることとしています。

条例による周知等の手続の詳細については、「横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引」を参照してください。

※ 省令第 6 条には、その他の周知の措置を講じる方法の規定がありますが、その他の方法での周知を行った場合でも、条例の周知等の手続は省略できません。

※ 条例に規定する方法での周知に加えて、任意でその他の方法による周知を行うことは可能です。

※ 令和 7 年 4 月 1 日に条例の改正が施行されていますが、経過措置として、改正前の条例の手続による周知方法も、法第 11 条の規定による住民への周知の措置を講じる方法としています。そのため、改めて改正後の条例の手続を行う必要はありません。

(3) 周辺地域の住民への周知の措置を説明会の開催による方法としなければならない場合の取扱い（省令第 6 条ただし書）（審査基準）

省令第 6 条ただし書には、「令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合」は、周知の措置を省令第 6 条第 1 号に規定する説明会の開催による方法により講ずることが規定されています。この「令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合」とは、「山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが 15 メートルを超える盛土をする場合」のことをいいます。

一方、横浜市では、高さ 9 メートルを超える盛土をする場合は、条例の手続による周知の方法を説明会の開催としているため、条例の手続により周知の措置を講じた場合は、省令第 6 条ただし書の規定は満たすこととなります。

この場合において、条例第 11 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による説明会の開催は、省令第 6 条第 1 号の説明会の開催に該当するものと取り扱います。

※ 令和 7 年 4 月 1 日に条例の改正が施行されていますが、経過措置として、改正前の条例第 11 条第 1 号の規定による説明会の開催は、省令第 6 条第 1 号の説明会の開催に該当するものとみなします。そのため、「令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合」において、改正前の条例により説明会の開催による方法にて周知の措置を講じている又は

講じる場合は、別途説明会を開催する必要はありません（改正前の条例による周知の措置の方法が、説明会の改正でない場合は、別途説明会の開催による方法にて周知の措置を講じる必要があります。）。

(4) 住民への周知の措置を講じたことを証する書類（省令第7条第1項第11号、同条第2項第9号及び市細則第11条第7項第4号）

省令第7条第1項第11号又は同条第2項第9号の規定により、法の許可の申請書には「法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類」を添付する必要があります。横浜市では、住民への周知の措置を、条例の手続により行うこととしており、市細則第11条第7項第4号の規定により、「法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類」として条例第19条第1項の規定により交付された「開発事業計画の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の同意通知書」を許可申請書に添付する必要があります。

ただし、「開発事業計画の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の同意通知書」の交付を受けた後に工事の計画を変更している場合（条例第15条第2項ただし書又は条例第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更をしている場合を除く。）は、変更後の計画についての「開発事業計画の変更の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の変更の同意通知書」を許可申請書に添付する必要があります。

8 法の許可申請又は協議の申出（法第12条第1項、法第15条、省令第7条、市細則第11条及び市細則第16条）

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2～4 （略）

（許可の特例）

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

【省令】

（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排

			水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	二千五百分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	五十分の一以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

- 二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - 三 令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
 - 四 令第八条第一項第一号ロの崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
 - 五 第一号の表に掲げる図面（令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第二十二条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類
 - 六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
 - 七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
 - 八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 登記事項証明書
 - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
 - 九 別記様式第三の資金計画書
 - 十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類
 - 十一 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
 - 十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。

土地の 平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	五百分の一以上	空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の 断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	五百分の一以上	

- 二 第三十二条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
- 三 第三十四条第一項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
- 四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
- 六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 登記事項証明書
 - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- 七 別記様式第五の資金計画書
- 八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類
- 九 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
- 十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

【市細則】

（申請書に添付が必要な書類）

- 第11条 省令第7条第1項第1号の表又は同条第2項第1号の表に掲げる図面のうちの位置図には、工事施行区域の境界を赤色で示すものとする。
- 2 省令第7条第1項第2号の構造計算書には、政令第9条第1項第2号から第4号まで（政令第18条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係る構造計算書及び擁壁に係るくい構造計算書（くい工事施行を要しない場合を除く。）を含むものとする。
- 3 省令第7条第1項第5号に規定する書類には、設計者の資格に関する申告書（第6号様式）を添付するものとする。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 4 省令第7条第1項第6号及び第2項第4号に規定する写真には、当該写真を撮影した箇所を示した図面を添付するものとする。
- 5 省令第7条第1項第7号及び第8号並びに第2項第5号及び第6号の住民票の写しは、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面をいう。）の写しとする。
- 6 省令第7条第1項第10号及び第2項第8号に規定する書類は、工事施行区域内の権利者一覧表、工事施行同意証明書（第7号様式）、印鑑証明書、当該土地又は建物の登記事項証明書その他同意を得たことを証する書類とする。
- 7 省令第7条第1項第11号及び第2項第9号に規定する法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類は、次の各号に掲げる周知の方法の区分に応じて、当該各号に定める図書とする。
 - (1) 省令第6条第1号の規定による周知の方法（調整条例第10条第1項第1号に掲げる方法を除く。） 次に掲げる図書
 - ア 説明会の開催結果報告書（第8号様式）
 - イ 工事主が配布した開催通知書及び周知資料
 - ウ 工事主が説明会において使用した周知資料
 - エ 周知対象範囲及び周辺地域住民を示した図書
 - オ その他市長が必要と認める図書
 - (2) 省令第6条第2号の規定による周知の方法 次に掲げる図書
 - ア 周知資料の配布結果報告書（第9号様式）
 - イ 工事主が配布した周知資料
 - ウ 周知対象範囲及び周辺地域住民が分かるように記載された図書
 - エ その他市長が必要と認める図書

- (3) 省令第6条第3号の規定による周知の方法 次に掲げる図書
 - ア 掲示及びインターネット閲覧結果報告書（第10号様式）
 - イ 第8条第1項の規定により設置された標識の写真（その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるものに限る。）
 - ウ 第8条第4項の規定により工事主がウェブサイトに掲載した周知資料
 - エ 当該ウェブサイトを表示した電子計算機の映像面を出力した書面
 - オ その他市長が必要と認める図書
- (4) 調整条例第10条第1項各号に掲げる周知の方法 工事主が行おうとする宅地造成等に関する工事に係る調整条例第2条第12号に規定する開発事業の計画又は同条第13号に規定する土石の堆積事業の計画（開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画の変更（調整条例第15条第2項ただし書又は調整条例第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）があったときは、その変更後のもの）について、調整条例第19条第1項の規定（調整条例第20条第8項において準用する場合を含む。）により市長が同意の処分をした旨を通知した書面
- 8 省令第7条第1項第12号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（第11号様式）
 - (2) 工事主の資力及び信用に関する申告書（第12号様式）
 - (3) 工事主の資力及び信用に関する誓約書（第13号様式）及び印鑑証明書
 - (4) 所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、貸借対照表、損益計算書その他第2号の申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類
 - (5) 工事施行者の工事施行能力に関する申告書（第14号様式）及び法人の登記事項証明書、建設業の許可を証する書類その他当該申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類
 - (6) 公図の写し
 - (7) 現況図
 - (8) 求積図及び求積表
 - (9) 造成計画平面図
 - (10) 造成計画断面図
 - (11) 擁壁又は崖面崩壊防止施設の配置図（擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る。）
 - (12) 擁壁又は崖面崩壊防止施設の展開図（擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る。）
 - (13) 排水施設の構造図（排水施設を設置する場合に限る。）
 - (14) 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。）
 - (15) 崖面崩壊防止施設の構造図（崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る。）
 - (16) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計に係る工事施行区域及びその周辺の地盤調査（土質試験を含む。以下同じ。）その他の調査又は試験の結果を記載した図書（市長が当該工事の着手後に地盤調査その他の調査又は試験を行うことについてやむを得ない事由があると認めた場合を除く。）
 - (17) 崖面崩壊防止施設の概要、構造計画、土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であることを確かめた算定を記載した構造計算書（崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る。）
 - (18) 擁壁に係る国土交通大臣の認定に係る図書（政令第17条（政令第18条において準用する場合を含む。）の規定による擁壁を設置する場合に限る。）
 - (19) 地盤改良の概要及び計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書並びに改良した地盤の安定計算を記載した安定計算書（深層の地盤改良を行う場合に限る。）
 - (20) 工事施行区域が、政令第7条第2項第2号に規定する土地又は盛土をする前の地盤面若しくは切土をした後の地盤面に排水施設を設置する必要がある土地に該当するかを調査した結果を記載した図書（市長が工事施行区域及びその周辺の状況から必要ないと認めた場合を除く。）
 - (21) その他宅地造成又は特定盛土等に関する工事が法第13条第1項の規定に適合していることを確認するため又は宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害を防止するために市長が必要と認める図書
- 9 省令第7条第1項第1号の表に掲げる図面のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める図面と併せて作成することができる。
 - (1) 地形図 現況図
 - (2) 土地の平面図 造成計画平面図又は擁壁の配置図
 - (3) 土地の断面図、崖の断面図、擁壁の断面図又は崖面崩壊防止施設の断面図 造成計画断面図
 - (4) 擁壁の背面図又は崖面崩壊防止施設の背面図 擁壁又は崖面崩壊防止施設の展開図
 - (5) 擁壁の断面図 擁壁の構造図
 - (6) 崖面崩壊防止施設の断面図 崖面崩壊防止施設の構造図
- 10 省令第7条第2項第10号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 土石の堆積に関する工事等の概要（第15号様式）
 - (2) 工事主の資力及び信用に関する申告書
 - (3) 工事主の資力及び信用に関する誓約書及び印鑑証明書

- (4) 所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、貸借対照表、損益計算書その他第2号の申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類
 - (5) 工事施行者の工事施行能力に関する申告書及び法人の登記事項証明書、建設業の許可を証する書類その他当該申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類
 - (6) 公図の写し
 - (7) 現況図
 - (8) 求積図及び求積表
 - (9) 土石の堆積計画平面図
 - (10) 土石の堆積計画断面図
 - (11) 排水施設の構造図（排水施設を設置する場合に限る。）
 - (12) 土石の堆積に関する工事の設計に係る工事施行区域及びその周辺の地盤調査その他の調査又は試験の結果を記載した図書（市長が当該工事の着手後に地盤調査その他の調査又は試験を行うことについてやむを得ない事由があると認めた場合を除く。）
 - (13) その他土石の堆積に関する工事が法第13条第1項の規定に適合していることを確認するため又は土石の堆積に伴う災害を防止するために市長が必要と認める図書
- 11 省令第7条第2項第1号の表に掲げる図面のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める図面と併せて作成することができる。
- (1) 地形図 現況図又は土石の堆積計画平面図
 - (2) 土地の平面図 土石の堆積計画平面図
 - (3) 土地の断面図 土石の堆積計画断面図
- （協議の申出等）**
- 第16条 法第15条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての協議の申出は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（第18号様式）の正本及び副本に、省令第7条第1項各号に掲げる書類（同項第7号から第9号までに掲げる書類並びに第11条第8項第2号から第4号までに規定する書類を除く。第22条第1項において同じ。）を添付して行うものとする。
- 2 法第15条第1項の規定による土石の堆積に関する工事についての協議の申出は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（第19号様式）の正本及び副本に、省令第7条第2項各号に掲げる書類（同項第5号から第7号までに掲げる書類並びに第11条第10項第2号から第4号までに規定する書類を除く。第22条第2項において同じ。）を添付して行うものとする。
- 3 前2項の協議の申出を行った者は、当該協議が成立するまでの間において当該申出を取り下げるときは、宅地造成等に関する工事の協議申出の取下届出書（第20号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該申出に係る協議に応じ、当該協議が成立したときは、宅地造成等に関する工事の協議成立確認書（第21号様式）に当該協議に係る協議の申出書の副本を添えて、当該申出をした者に交付するものとする。
- 5 第14条の規定は、前項の規定により市長が同項に規定する宅地造成等に関する工事の協議成立確認書を交付するときについて準用する。この場合において、同条中「当該許可証に係る許可」とあるのは「当該協議成立確認書に係る協議」と、「当該許可の申請をした」とあるのは「当該協議の申出をした」と読み替えるものとする。

(1) 許可申請の方法（省令第7条及び市細則第11条）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法の許可を受けるときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあっては、第2号に掲げる書類を、土石の堆積に関する工事の場合にあっては、第4号に掲げる書類を横浜市の担当課（第2項第1号の「技術的基準（※1）」の審査・検査」の担当課。以下この項において同じ。）に提出してください。

なお、許可申請（当該書類の提出）は、許可を受けようとする工事の計画について、条例第19条第1項の規定により「開発事業計画の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の同意通知書」の交付を受けた後に行います。

※ 「開発事業計画の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の同意通知書」の交付を受けた後に工事の計画を変更している場合（条例第15条第2項ただし書又は条例第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更をしている場合を除く。）は、変更後の計画について、「開発事業計画の変更の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の変更の同意通知書」の交付を受けた後に許可申請を行います。

(2) 許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）

次の表に掲げる書類について、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

- ※ 正本及び副本ごとに表の順に並べて綴じたものを提出してください。
- ※ 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書（省令別記様式第2）」も2部提出が必要です。
- ※ 次の表は、省令第7条第1項、市細則第11条（第11条に關係する様式を含みます。）及び審査基準（市長が必要と認める書類並びに省令第7条第1項及び市細則第11条に規定する書類の取扱い等）の規定の内容をまとめたものです。
- ※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。
- ※ 次の表の証明書類等は、原本（申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。
- ※ 次の表の33から49の書類には、作成者（設計に係るものは設計者）の氏名を記載するものとします。（ただし、国土交通大臣の認定証など、個別の申請のために作成するも及び使用するもの以外のものを除きます。）

表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）

分類	番号	書類	備考等
表紙等	1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書(省令別記様式第2)	・ 正本及び副本ともにこれを表紙とします。 ・ 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者(支配人を含みます。)とします。 ・ 緯度及び経度は、秒について小数第一位まで記入してください。緯度・経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図等で当該箇所の緯度・経度を確認する方法があります。 ・ 地理院地図： https://maps.gsi.go.jp ・ 地理院地図での確認方法： https://maps.gsi.go.jp/help/intro/kinolist/2-jusho.html
	2	委任状	・ 代理人が許可申請手続及び許可証等の受領等を行う場合に、委任者、受任者（代理人）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。 ・ 代理人の印を訂正印又は許可証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 ・ 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
	3	図書目次（その1）（規則外第7号様式）	・ その他市長が必要と認める書類として提出してください。
	4	宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（市細則第11号様式）	
工事主の資力及び信用	5	工事主の資力及び信用に関する申告書（市細則第12号様式）	
	6	工事主の資力及び信用に関する誓約書（市細則第13号様式）及び印鑑証明書	・ 実印を押印し、印鑑証明書を提出するものとします。
	7	資金計画書（省令別記様式第3）	
	8	工事主の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	・ 工事主が個人であるときに提出が必要です。ただし、申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる場合は、提出は不要です。 ・ 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面）の写しとします。

分類	番号	書類	備考等
工事主の資力及び信用	9	工事主の法人の登記事項証明書	工事主が法人である場合に提出が必要です。
	10	役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	- 工事主が法人である場合に、当該法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者（1の申請書の「工事主住所氏名」の欄に記載する法人の代表者（支配人を申請に係る代表者とする場合は、支配人）を含みます。）について提出が必要です。ただし、申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者については、提出は不要です。 - 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面）の写しとします。
	11	納税証明書（その1）	- 工事主が個人の場合は、所得税についてのもの、法人の場合は、法人税についてのものの提出が必要です。 - 原則として前年度分のものです。
	12	貸借対照表及び損益計算書（決算報告書）	- 工事主が法人である場合に提出が必要です。（成立1年未満の法人を除きます。） 11の納税証明書（その1）に係る事業年度と同じ年度の決算報告書の提出が必要です。
	13	金融機関が発行する工事主の預金残高証明書	成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。）
		金融機関等が発行する工事主への融資証明書	- 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 - 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。 - 融資証明書には以下の内容を明記してください。 - 申請に係る工事の資金であること。 - 申請に係る工事施行区域の所在地及び地番 - 融資時期（申請に係る工事の着手までに融資が開始されるものであること。）
		融資元の印鑑証明書	借入金で申請に係る工事を施行する場合で、融資元が金融機関でない場合に提出が必要です。
		融資元の預金残高証明書	借入金で申請に係る工事を施行する場合で、融資元が金融機関でない場合に提出が必要です。
		住民税の納税証明書又は源泉徴収票等	工事主が個人の場合であって、11の証明書により所得税の滞納がないことの確認が困難な場合に提出が必要になる場合があります。
		法人の成立から最新月までの法人税申告のための基礎資料	工事主が成立1年未満の法人の場合に提出が必要です。
		その他市長が必要と認める書類	5の申告書の記載事項に誤りがないことを確認するためのものです。
工事施行者の工事施行能力	14	工事施行者の工事施行能力に関する申告書（市細則第14号様式）	
	15	工事施行者の法人の登記事項証明書	
	16	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明（確認）書の原本	原則として「土木工事業」の許可を受けている必要があります。
	17	国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにおいて申請に係る工事施行者について建設業者の詳細情報を印刷したもの	建設業許可証明（確認）書の原本を提出している場合は不要です。
	18	その他市長が必要と認める書類	14の申告書の記載事項に誤りがないことを確認するためのものです。

分類	番号	書類	備考等
設計者の資格	19	設計者の資格に関する申告書（市細則第6号様式）	・ 地上高さが5メートルを超える擁壁の設置又は盛土若しくは切土（盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えないものを含む。）をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置に係る図面を作成した場合に提出が必要です。（20から24の書類も同様です。） ・ 上記にかかわらず、事前に建築局宅地審査部に申告している場合は、19から24の書類は提出不要です。この場合は、申告番号を1の申請書の「設計者住所氏名」の欄に記入することとします。
	20	卒業証書の写し、卒業証明書の写し又は在学期間を証する書類	・ 19の申告書で申告する資格が学歴に係るものである場合に、学歴を証する書類の提出が必要です。
	21	一級建築士免許の写し又は一級建築士登録証明書の写し	・ 19の申告書で申告する設計者の資格が一級建築士である場合に提出が必要です。
	22	技術士二次試験合格証の写し又は技術士二次試験合格証明書の写し	・ 19の申告書で申告する設計者の資格が技術士である場合に提出が必要です。
	23	登録講習機関が行う講習を修了したことを証する書類	・ 19の申告書で申告する設計者の資格が都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したことである場合に提出が必要です。
	24	実務従事証明書（規則外第11号様式）	・ 19の申告書で申告する資格が実務の経験に関するものである場合に提出が必要です。
土地所有者等の同意	25	工事施行区域内の権利者一覧表（規則外第12号様式）	・ 地目及び権利の種別は登記事項証明書のとおり記入し、同意者の住所及び氏名は印鑑証明書のとおり記入することとします。 ・ 変更許可申請を行う場合で、新たに工事施行区域に入る土地がある場合は、その土地の部分について25から29の書類の提出が必要です。
	26	工事施行同意証明書（市細則第7号様式）	・ 権利を有する者ごとに作成するものとします。 ・ 同意に係る権利を有する者は、許可申請時点で最新の者である必要があり、また、同意年月日は、同意に係る権利が登記された日（※）以後とする必要があります。 ※ 土地・建物の登記事項証明書に付された登記の日付であって、原因の日付ではありません。 ・ 「同意者（証明者）」の住所及び氏名は、28の印鑑証明書のとおり記入するものとします。 ・ 「証明内容（同意内容）」の表は、27の証明書のとおり記入するものとします。 ・ 「権利を有する土地・建築物その他の工作物の所在地（地番）の所在地（地番）」の欄は、土地1筆ごと又は建築物その他の工作物ごとに記入することとします。 ・ 権利者が死亡している等で本人から同意証明書の取得ができない場合は、必要書類について窓口でご相談ください。
	27	土地・建物の登記事項証明書等	・ 許可申請時点で最新の内容のもの提出するものとします。 ・ 工事施行区域内の全ての土地・建築物その他の工作物について、26の証明書に係る同意者が権利を有する者であることを証する書類として、登記事項証明書等の提出が必要です。
	28	印鑑証明書	・ 26の証明書に記入された同意年月日の3か月前の日以後に発行されたものとします。
	29	その他同意を得たことを証する書類	・ 国又は地方公共団体等の公共機関の場合は、26及び28に掲げる書類に代えて、当該公共機関が作成した、申請に係る工事に当該公共機関が同意していることが分かる文書を「同意を得たことを証する書類」とすることが出来ます。

類分	番号	書類	備考等
住民周知	30	開発事業計画の同意通知書	・ 「開発事業計画の変更の同意通知書」を提出する場合には、提出は不要です。
	31	開発事業計画の変更の同意通知書	・ 「開発事業計画の同意通知書」の交付を受けた後に工事の計画を変更している場合に提出(軽微な変更を除く。)
協議	33	技術的基準（排水施設）に係る事前協議の結果に関する書類	・ 土木事務所（工事施行区域が 1,000 m ² 未満の場合）又は下水道河川局管路保全課（工事施行区域が 1,000 m ² 以上の場合）との技術的基準（排水施設）に係る事前協議において交付された通知書及び排水施設の平面図（土木事務所又は下水道河川局管路保全課の審査済の押印があるもの。）の写しの提出が必要です。
目次	33	図書目次（その２）（規則外第８号様式）	・ その他市長が必要と認める書類として提出してください。
図面	34	位置図	・ 図面（その他市長が必要と認める図面を除く。）の詳細については、第３号の「表：許可申請に必要な図面（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」を参照してください。 ・ その他市長が必要と認める図面は、技術的基準に適合していることを確認するためのものです。
		現況図	
		公図の写し	
		造成計画平面図	
		造成計画断面図	
		崖の断面図	
		排水施設の平面図	
		擁壁又は崖面崩壊防止施設の配置図	
		擁壁又は崖面崩壊防止施設の展開図	
		求積図及び求積表	
		擁壁の構造図	
		崖面崩壊防止施設の構造図	
		排水施設の構造図	
		その他市長が必要と認める図面	
技術的基準	35	地盤調査その他の調査又は試験の結果を記載した書類	・ 必要な地盤の許容応力度が 100kN/m² 超の場合、杭を設置する場合、深層の地盤改良を行う場合、軟弱地盤が想定される場合、既存の盛土の上に擁壁の設置又は盛土を行う場合その他市長が必要と認める場合は、許可前に提出が必要です。 ・ 38 の安定計算書を提出する場合にも提出が必要です。 ・ 工事施行区域だけでなく、必要に応じてその周辺のものも提出を求める場合があります。 ・ ボーリング調査（標準貫入試験）の場合は、次の項目を記載することとします。 ・ 調査手法、調査年月日及び調査責任者 ・ 調査位置及び深度 ・ 地形概要、地質概要、地質構成及び地下水位 ・ 地盤の強度算定書及び土質試験結果
	36	擁壁の構造計算書	・ 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときに提出が必要です。ただし、鉄筋コンクリート造擁壁を擁壁を横浜市の標準構造図の構造とする場合は、当該擁壁の構造計算書の提出は不要と取り扱います。 ・ 擁壁の概要、構造計画、安定算定、応力算定及び断面算定を記載したもの（杭の工事施行をする場合は、杭の工事施行計画及び構造計算書を含みます。）の提出が必要です。

分類	番号	書類	備考等
技術的基準	37	崖面崩壊防止施設の構造計算書	- 崖面崩壊防止施設を設置するときに提出が必要です。 - 崖面崩壊防止施設の概要、構造計画、土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であることを確かめた算定を記載したものの提出が必要です。
	38	地盤調査その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	- 令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときに提出が必要です。 - 令第8条第1項第1号口の崖面を擁壁で覆わないときに提出が必要です。 - 盛土のり面の高さが9メートルを超えるときに提出が必要です。（これは市長が必要と認める書類として提出が必要なものです。） 35の書類も併せて提出が必要です。
	39	国土交通大臣の認定に係る書類	- 政令第17条の規定による擁壁を設置するときに提出が必要です。 - 大臣認定書の写し、大臣認定に係る使用条件を示した書類及び設計・工事施行・工事監理・検査に係るマニュアル又は要領その他これに類するものを提出する必要があります。
	40	深層混合処理での地盤改良（柱状改良）に係る計算書	- 深層の地盤改良（柱状改良）を行うときに提出が必要です。 - 地盤改良の概要及び計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書並びに改良した地盤の安定計算を記載した安定計算書の提出が必要です。
	41	令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等）又集水地形に該当するかを調査した結果を記載した書類	工事施行区域及びその周辺の状況（位置図（地形図）、現況図又は現地調査）から令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等）又集水地形に該当するか判断可能な場合は、提出は不要です。
	42	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	工事施行区域の外周及び内部の状況が確認できるように撮影した写真とします。
	43	写真を撮影した箇所を示した図面	現況図に、42の写真を撮影した箇所を撮影した方向が分かるように記載したものとします。
	44	擁壁用透水マット協会の認定証、設計・施工要領及びカタログ	- 擁壁用透水マットを使用する場合に提出が必要です。 - 設計・施工要領は、神奈川県内用のものとします。
	45	浅層混合処理又は地盤の置換での地盤改良又はに係る計算書等の書類	浅層の地盤改良又は地盤の置換により、擁壁の底面に作用する応力を分散させるなどの場合に提出が必要です。
	46	その他市長が必要と認める書類 （予定する建築物（地下車庫を含みます。）に係る書類（平面図、立面図、断面図、仕上表、面積表、構造計算書））	建築物で崖面を覆う場合の盛土又は切土（政令第3条第1号から第3号に規定する盛土又は切土をいいます。）が、土地の形質の変更に該当する場合又は上部擁壁の基礎底面に作用する応力が下部の予定する建築物に作用する場合に提出が必要です。
	47	公共施設用地等の境界に係る調査資料（道路水路境界調査図等）	工事施行区域周辺に、道路及び水路等の公共施設用地等がある場合は、提出が必要です。
	48	防災計画書	根切りの高さが高い工事など、工事の内容に応じて、山留工事、仮設の排水施設及び沈砂池の設置工事その他の工事施行中の災害の発生を防止する措置に係る書類の提出が必要となる場合があります。
	49	暗渠排水工に係る排水施設の設計書	暗渠排水工の施工が必要な場合に、集水区域の範囲を示した図面、集水区域の求積図及び求積表並びに流量計算書の提出が必要です。ただし、流量計算書については、市長が必要と認める場合に限りです。
	41	その他市長が必要と認める書類	技術的基準に適合していることを確認するため又は宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害を防止するためのものです。

(3) 許可の申請に必要な図面（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）

前号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の33の図面（その他市長が必要と認める図面を除く。）は、次の表のとおりとします。

※ 次の表は、省令第7条第1項、市細則第11条（第11条に係る様式を含みます。）及び審査基準（市長が必要と認める書類並びに省令第7条第1項及び市細則第11条に規定する書類の取扱い等）の規定の内容をまとめたものです。図面の名称及び構成が省令第7条第1項と異なりますが、分かりやすくするため、原則として、次の表のとおり作成してください。

表：許可申請に必要な図面（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考等
位置図	- 方位 - 道路及び目標となる地物	1/1万 以上	- 白地図を使用することとします。 - 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
現況図	- 方位 - 工事施行区域及びその周辺の土地の境界、標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界及び形状	1/500 以上	- 等高線は、1メートルの標高差を示すものとする事とします。 - 標高は、工事施行区域及びその周辺の土地の地形を把握できるように示すこととします。 - 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 - 実測に基づくものを使用することとします。
公図の写し	- 方位 - 閲覧した場所及び年月日 - 作成者の氏名（閲覧した公図の転写等を行った場合に限る。） - 工事施行区域の境界	1/600 以上	- 許可申請時点で最新のものを提出することとします。 - 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 - 工事施行区域の境界又は筆界が判別しにくい場合は、拡大図等を提出することとします。 - 公図とは、不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しのこととします。
造成計画断面図	- 方位 - 工事施行区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界、用途、標高及び形状 - 盛土又は切土を行う土地の部分 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置、種類、高さ及び形状 - 崖面その他の地表面の勾配、高さ及び形状（小段の形状を含む。） - 建築物その他の土地利用に供する敷地の街区又は区画番号、面積、境界及び標高 - 建築物の位置及び形状（宅地造成又は特定盛土等に関する工事と併せて建築物の建築を行う場合に限る。） - 道路計画高1メートルごとの等高線 - 技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項	1/500 以上	- 造成計画断面図を作成した箇所に造成計画断面図と照合できるように記号を付することとします。 - 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付することとします。 - 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 - 現況図と重ね合せた図面とすることとします。 - 盛土又は切土を行う土地の部分は、それぞれ赤系色又は黄系色に着色することとします。 - 工事施行区域外の自費工事の内容を示すこととします。 - 営農又は木竹の生育を行う箇所又は範囲を示し、営農又は木竹の育成のために盛土の締固めを行わない場合は、その範囲を示すこととします。 - 工区を分けて、法第17条第1項の完了検査を申請する場合は、当該工区の境界を示すこととします。 - 地下水排除工（暗渠排水工）を施工する場合は、その位置、種類、材料、形状及び内法寸法及び勾配を記載してください。そのうえで、「杭工事等の際は、暗渠排水管を損傷しないよう、事前にその位置を調査するよう留意すること。」と記載してください。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考等
造成計画断面図	- 盛土又は切土を行う前後の地盤面及び当該地盤面の標高 - 工事施行区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高及び地物並びに公共施設用地の境界、用途、標高及び形状 - 盛土又は切土を行う土地の部分 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置、種類、高さ及び形状 - 崖面その他の地表面の勾配及び形状（小段の形状及び幅員を含む。） - 建築物その他の土地利用に供する敷地の街区又は区画番号、境界及び標高 - 建築物の位置及び形状（宅地造成又は特定盛土等に関する工事と併せて建築物の建築を行う場合に限る。） - 技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項	1/500以上	- 工事施行区域の全体及びその周辺の土地を横断する断面図とすることとします。 - 擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する箇所その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める箇所について作成することとします。 - 造成計画断面図を作成した箇所ごとに記号を付することとします。 - 盛土又は切土を行う土地の部分は、それぞれ赤系色又は黄系色に着色することとします。 - 営農又は木竹の生育を行う箇所又は範囲を示し、営農又は木竹の育成のために盛土の締固めを行わない場合は、その範囲を示すこととします。 - 盛土をする場合は土質及び工事施行方法を明示してください。 - 地下水排除工（暗渠排水工・基盤排水層）又は盛土内排水層を施工する場合は、その位置、種類、材料、形状、内法寸法及び勾配を記載してください。
崖の断面図	- 崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） - 盛土又は切土をする前後の地盤面 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置、種類、高さ及び形状 - 崖面その他の地表面の勾配及び形状（小段の形状及び幅員を含む。） - 崖面の保護の方法 - 技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項	1/50以上	- 高低差の著しい箇所、崖と崖が近接する箇所その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める箇所について作成することとします。 - 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しません。（ただし、多段擁壁に係る技術的基準への適合の確認が必要な場合その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める場合を除きます。）
排水施設の平面図	- 方位 - 工事施行区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界、用途、標高及び形状 崖、擁壁及び崖面崩壊防止施設の位置、種類、高さ及び形状 - 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法（管径）、勾配、水の流れの方向、号線番号、延長及び人孔・ます・接続ますの位置・ます番号・取付管 - 側溝の種別及び水の流れの方向 - 遊水池（調整池）の位置及び形状 - 吐口（放流口）の位置 - 放流先河川の名称及び形状	1/500以上	- 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 - 雨水及び汚水を同一図面にて作成してください。 - 排水施設を既存の公共下水道に接続する場合にあっては、その位置及び管径を記載してください。 - 地下水排除工（暗渠排水工・基盤排水層）又は盛土内排水層を施工する場合は、その位置、種類、材料、形状、内法寸法及び勾配を記載してください。（分かりにくくなる場合は、複数の図面に分けて作成してください。）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考等
擁壁又は崖面崩壊防止施設の配置図	- 方位 - 工事施行区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界、用途、標高及び形状 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置、種類、高さ及び形状 - 崖面その他の地表面の勾配及び形状（小段の形状を含む。） - 建築物その他の土地利用に供する敷地の街区又は区画番号、境界及び標高 - 建築物の位置及び形状（宅地造成又は特定盛土等に関する工事と併せて建築物の建築を行う場合に限る。） - その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項	1/500以上	- 擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置するときに提出が必要です。 - 擁壁又は崖面崩壊防止施設には、申請書及び擁壁又は崖面崩壊防止施設の展開図と照合できるように番号を付することとします。
擁壁又は崖面崩壊防止施設の展開図	- 擁壁又は崖面崩壊防止施設の高さ（全体、地上及び根入れの高さ）、標高及び延長 - 擁壁の基礎の形状 - 水抜穴の位置、材料及び内径 - 透水層の位置及び寸法 - 擁壁又は崖面崩壊防止施設の前面、背面及び周辺の地盤面の形状及び標高 - 擁壁又は崖面崩壊防止施設に接する擁壁その他の工作物 - エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えないものを設置する箇所 - 隅角部の補強を行う位置 - 工事施行区域、その周辺の土地、公共施設用地、建築物その他土地利用に供する敷地の境界 - 建築物の位置及び形状（宅地造成又は特定盛土等に関する工事と併せて建築物の建築を行う場合に限る。） - その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項	1/500以上	- 擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置するときに提出が必要です。 - 擁壁又は崖面崩壊防止施設には、申請書及び擁壁又は崖面崩壊防止施設の配置図と照合できるように番号を付することとします。
求積図及び求積表	工事施行区域及び盛土又は切土を行う土地の面積及び盛土又は切土の体積（土量）の求積に必要な各部分の寸法若しくは座標又は算式	1/200以上	盛土又は切土を行う土地の求積の際には、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積は除きませんので留意してください。
擁壁の構造図	- 擁壁の寸法及び勾配 - 擁壁の材料の種類及び寸法 - 裏込めコンクリートの寸法 - 透水層の位置及び寸法 - 擁壁を設置する前後の地盤面（擁壁背面の土羽の勾配、高さ及び形状を含む。） - 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	擁壁に係る材料（石材、透水マット、砕石、捨てコンクリート、裏込めコンクリート、水抜き穴等）の寸法、種類及び品質について明示することとします。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考等
崖面崩壊防止施設の構造図	- 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 - 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 - 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 - 基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	崖面崩壊防止施設に係る材料の品質について明示することとします。
排水施設の構造図	- 排水施設及び当該排水施設の基礎の形状、寸法並びに材料の種類及び強度 - その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項	1/20～1/50	「横浜市下水道設計標準図（管きよ編）」による場合は、該当図面の写しを提出してください。 - 地下水排除工（暗渠排水工・基盤排水層）又は盛土内排水層を施工する場合は、それらに係る構造図を含みます。

(4) 許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）（審査基準）

次の表に掲げる書類について、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

※ 正本及び副本ごとに表の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 「土石の堆積に関する工事の許可申請書（省令別記様式第4）」も2部提出が必要です。

※ 次の表は、省令第7条第2項、市細則第11条（第11条に係る様式を含む。）及び審査基準（市長が必要と認める書類並びに省令第7条第2項及び市細則第11条に規定する書類の取扱い等）の規定の内容をまとめたものです。

※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出が必要です

表：許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）

分類	番号	書類	備考等
表紙等	1	土石の堆積に関する工事の許可申請書（省令別記様式第4）	- 正本及び副本ともにこれを表紙とします。 - 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。 - 緯度及び経度は、秒について小数第一位まで記入してください。緯度・経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図等で当該箇所の緯度・経度を確認する等の方法があります。 - 地理院地図：https://maps.gsi.go.jp - 地理院地図での確認方法：https://maps.gsi.go.jp/help/intro/kinolist/2-jusho.html
	2	委任状	- 代理人が許可申請手続及び許可証等の受領等を行う場合に、委任者、受任者（代理人）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。 - 代理人の印を訂正印又は許可証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 - 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
	3	図書目次（その1）（規則外第9号様式）	その他市長が必要と認める書類として提出してください。
	4	土石の堆積に関する工事等の概要（市細則第15号様式）	
工事主の 資力及び信用	5～13	第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の5から13に掲げる書類	第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の5から13を参照してください。ただし、7の「資金計画書」の様式は、「省令別記様式第3」ではなく、「資金計画書（省令別記様式第5）」とします。

分類	番号	書類	備考等
工事施行者の 工事施行能力	14～18	第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の14から18に掲げる書類	- 第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の14から18を参照してください。 - 土石の堆積を開始する前に行なう工事、土石を堆積する工事、堆積した土石等を除却する工事があり、それぞれ工事施行者を分ける場合は、工事施行者ごとに第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の14から18に掲げる書類の提出が必要です。
土地所有者等 の同意	25～29	第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の25から29に掲げる書類	第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の25から29を参照してください。
住民周知	30・31	第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の30及び31に掲げる書類	第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の30及び31を参照してください。
協議	32	技術的基準（排水施設）に係る事前協議の結果に関する書類	土木事務所（工事施行区域が1,000㎡未満の場合）又は下水道河川局管路保全課（工事施行区域が1,000㎡以上の場合）との技術的基準（排水施設）に係る事前協議において交付された通知書及び排水施設の平面図（土木事務所又は下水道河川局管路保全課の審査済の押印があるもの。）の写しの提出が必要です。
目次	33	図書目次（その2）（規則外第10号様式）	その他市長が必要と認める書類として提出してください。
図面	34	位置図 現況図 公図の写し 土石の堆積計画平面図 土石の堆積計画断面図 求積図及び求積表 排水施設の構造図 その他市長が必要と認める図面	- 図面（その他市長が必要と認める図面を除く。）の詳細については、第5号の「表：許可申請に必要な図面（土石の堆積に関する工事の場合）」を参照してください。 - その他市長が必要と認める図面は、技術的基準に適合していることを確認するためのものです。
技術的基準	35	地盤調査その他の調査又は試験の結果を記載した書類	- 必要な地盤の許容応力度が100kN/㎡超の場合、杭を設置する場合、深層の地盤改良を行う場合、軟弱地盤が想定される場合、既存の盛土の上に土石の堆積を行う場合その他市長が必要と認める場合は、許可前に提出が必要です。 - 工事施行区域だけでなく、必要に応じてその周辺のものも提出を求める場合があります。 - ボーリング調査（標準貫入試験）の場合は、次の項目を記載することとします。 - 調査手法、調査年月日及び調査責任者 - 調査位置及び深度 - 地形概要、地質概要、地質構成及び地下水位 - 地盤の強度算定書及び室内土質試験結果
	36	省令第32条に定める措置が適切であることを証する書類	省令第32条に定める措置（土石の堆積を行う構台の設置等の措置）を講じる場合に提出が必要です。
	37	省令第34条第1項各号に掲げる措置の内容が適切であることを証する書類	省令第34条第1項各号に掲げるいずれかの措置（堆積した土石の周囲に鋼矢板等を設置する等の措置）を講ずるとき

分類	番号	書類	備考等
技術的基準	38	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	・ 工事施行区域の外周及び内部の状況が確認できるように撮影した写真とします。
	39	写真を撮影した箇所を示した図面	・ 現況図に、38 の写真を撮影した箇所を撮影した方向が分かるように記載したものとします。
	40	その他市長が必要と認める書類	・ 技術的基準に適合していることを確認するため又は土石の堆積に伴う災害を防止するためのものです。

(5) 許可の申請に必要な図面（土石の堆積に関する工事の場合）（審査基準）

前号の「表：許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）」の33の図面（その他市長が必要と認める図面を除く。）は、次の表のとおりとします。

※ 次の表は、省令第7条第2項、市細則第11条（第10条に係る様式を含みます。）及び審査基準（市長が必要と認める書類並びに省令第7条第2項及び市細則第11条に規定する書類の取扱い等）の規定の内容をまとめたものです。図面の名称及び構成が省令第7条第2項と異なりますが、分かりやすくするため、原則として、次の表のとおり作成してください。

表：許可申請に必要な図面（土石の堆積に関する工事の場合）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考等
位置図	・ 方位 ・ 道路及び目標となる地物	1/1万 以上	・ 白地図を使用することとします。 ・ 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
現況図	・ 方位 ・ 工事施行区域及びその周辺の土地の境界標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界及び形状	1/500 以上	・ 等高線は、1メートルの標高差を示すものとするものとします。 ・ 標高は、工事施行区域及びその周辺の土地の地形を把握できるように示すこととします。 ・ 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 ・ 実測に基づくものを使用することとします。
公図の写し	・ 方位 ・ 閲覧した場所及び年月日	1/600 以上	・ 許可申請時点で最新のものを提出することとします。 ・ 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 ・ 工事施行区域の境界又は筆界が判別しにくい場合は、拡大図等を提出することとします。 ・ 公図とは、不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しのこととします。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考等
土石の堆積計画平面図	- 方位 - 工事施行区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界、用途、標高及び形状 - 土石の堆積（予定する最大のもの）を行う土地の境界 - 土石の堆積（予定する最大のもの）の高さ、標高及び形状 - 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 - 空地の境界、位置及び形状 - 柵その他これに類するものを設置する位置 - 雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び雨水その他の地表水による土石の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容（排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法（管径）、勾配、水の流れの方向、号線番号、延長及び人孔・ます・接続ますの位置・ます番号・取付管、側溝の種類及び水の流れの方向、沈砂池等の位置及び形状、吐口（放流口）の位置並びに放流先河川の名称及び形状） - 保全対象の位置及び種類並びに保全対象との離隔距離（省令第32条の規定による措置により構造物を設置して土石の堆積を行う場合又は省令第34条第1項第1号に規定する鋼矢板等を設置して土石の堆積を行う場合に限る。） - その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項	1/500以上	- 土石の堆積計画断面図を作成した箇所に土石の堆積計画断面図と照合できるように記号を付することとします。 - 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 - 土石の堆積（予定する最大のもの）を行う土地の境界線を赤色の破線で、空地の境界線を青色の破線で示すこととします。 - 空地には、その形状が分かるように幅の寸法を示すこととします。 - 排水施設及び沈砂池（市長が許可申請の内容によりやむを得ないとした場合は、仮設の排水施設及び沈砂池）については、位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称を示すこととします。
土石の堆積計画断面図	- 土石の堆積を行う土地の地盤面、当該地盤面の標高及び勾配 - 工事施行区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高及び地物、公共施設用地の境界及び用途 - 土石の堆積（予定する最大のもの）を行う土地の境界 - 土石の堆積（予定する最大のもの）の高さ、標高及び形状 - 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 - 空地の境界、位置及び形状 - 柵その他これに類するものを設置する位置及び当該措置の内容 - 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 - 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 - 土石の堆積（予定する最大のもの）を行う土地の境界から土石の堆積を行う地盤面に対して上方に2分の1の勾配をなす線（土石の堆積の最大堆積高さが5メートルを超える場合に限る。） - 保全対象の位置及び種類並びに保全対象との離隔距離（省令第32条の規定による措置により構造物を設置して土石の堆積を行う場合又は省令第34条第1項第1号に規定する鋼矢板等を設置して土石の堆積を行う場合に限る。） - その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項	1/500以上	- 工事施行区域の全体及びその周辺の土地を横断する断面図とすることとします。 - 土石の堆積を行う土地の箇所その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める箇所について作成することとします。 - 土石の堆積計画断面図を作成した箇所ごとに記号を付することとします。 - 土石の堆積（予定する最大のもの）の形状は、赤色の破線で示すこととします。 - 空地には、その形状が分かるように幅の寸法を示すこととします。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考等
求積図及び求積表	・ 工事施行区域及び土石の堆積を行う土地の面積並びに堆積する土石の体積の求積に必要な各部分の寸法若しくは座標又は算式	1/200以上	
排水施設の構造図	・ 側溝その他の排水施設及び当該排水施設の基礎の形状、寸法並びに材料の種類及び強度 ・ その他技術的基準に適合していることを確認するために市長が必要と認める事項	1/20 ～ 1/50	・ 市長が許可申請の内容により仮設の側溝その他の排水施設を設置することをやむを得ないとした場合は、仮設の側溝その他の排水施設の構造を示すこととします。 ・ 「横浜市下水道設計標準図(管きょ編)」による場合は、該当図面の写しを提出してください。

(6) 市長との協議及び協議の申出の方法（市細則第 16 条第 1 項又は同条第 2 項）

ア 市長との協議及び協議の申出

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事についても法の許可が必要ですが、法第 15 条第 1 項の規定により当該工事について、市長との協議が成立しすることをもって法の許可があったものとみなされます。

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、市長と協議しようとする国又はと都道府県、指定都市若しくは中核市は、市細則第 16 条第 1 項又は同条第 2 項の規定により、市長に協議を申し出る必要があります。

※ 独立行政法人が国又は都道府県、指定都市若しくは中核市とみなされるかについては、各法の規定によります。

イ 協議の申出の方法

協議の申出をするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあっては、ウに掲げる書類を、土石の堆積に関する工事の場合にあっては、エに掲げる書類を横浜市の担当課に提出してください。

なお、協議の申出（当該書類の提出）は、協議しようとする工事の計画について、条例第 19 条第 1 項の規定により「開発事業計画の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の同意通知書」の交付を受けた後に行います。

※ 「開発事業計画の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の同意通知書」の交付を受けた後に工事の計画を変更している場合（条例第 15 条第 2 項ただし書又は条例第 20 条第 1 項ただし書に規定する軽微な変更をしている場合を除く。）は、変更後の計画について、「開発事業計画の変更の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の変更の同意通知書」の交付を受けた後に協議の申出を行います。

ウ 協議の申出に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）

「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（市細則第 18 号様式）」及び第 2 号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」に掲げる書類のうち 2 から 49 に掲げる書類（5 から 13 に掲げる書類を除く。）について、正本及び副本の計 2 部を横浜市の担当課に提出してください。

※ 正本及び副本ごとに第 2 号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（市細則第 18 号様式）」も 2 部提出が必要です。

※ 第 2 号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の「備考等」に特記がないものは、必ず提出が必要です。

※ 第 2 号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の

33に掲げる図面（その他市長が必要と認める図面を除く。）の詳細については、第3号の「表：許可申請に必要な図面（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」を参照してください。

エ 協議の申出に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）（審査基準）

「土石の堆積に関する工事の協議申出書（市細則第19号様式）」及び第4号の「表：許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）」に掲げる書類のうち2から39に掲げる書類（5から13に掲げる書類のうち第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の5から13に掲げる書類を除く。）について、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

※ 正本及び副本ごとに第4号の「表：許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）」の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 「土石の堆積に関する工事の協議申出書（市細則第19号様式）」も2部提出が必要です。

※ 第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」及び第4号の「表：許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）」の「備考等」に特記がないものは、必ず提出が必要です。

※ 第4号の「表：許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）」の33に掲げる図面（その他市長が必要と認める図面を除く。）の詳細については、第5号の「表：許可申請に必要な図面（土石の堆積に関する工事の場合）」を参照してください。

9 許可若しくは変更許可の申請又は協議若しくは変更協議の申出の取下げ（市細則第12条）

【市細則】

（許可の申請等の取下げ）

第12条 法第12条第1項の許可の申請を行った者は、市長が法第14条第1項の処分をするまでの間において当該申請を取り下げるときは、宅地造成等に関する工事の許可申請の取下届出書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

法第12条第1項の許可又は法第16条第1項の変更許可を申請して、当該申請に係る許可証又は不許可通知書の交付を受けるまでの間において当該申請を取り下げる場合は、「宅地造成等に関する工事の許可申請の取下届出書（市細則第16号様式）」を提出しなければなりません。

また、法第15条第1項の協議（第16条第3項の規定により変更協議の場合を含みます。）の申出を行い、当該協議が成立するまで（宅地造成等に関する工事の協議成立確認書の交付を受けるまで）の間において当該申出を取り下げるときは、「宅地造成等に関する工事の協議申出の取下届出書（市細則第20号様式）」を横浜市の担当課（第2項第1号の「技術的基準（※1）の審査・検査」の担当課）に提出しなければなりません。

なお、取下げを行っても、手数料及び許可申請書若しくは変更許可申請書又は協議申出書若しくは変更協議申出書の正本（添付書類を含みます。）の返却はできませんので、留意してください。

※ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を取り止める場合には、別途、条例の手続が必要です。

10 許可若しくは変更許可又は協議若しくは変更協議の成立

(1) 許可の通知交付及び協議の成立確認書の交付（法第14条、省令第36条、市細則第15条及び市細則第16条第3項）

【法】

（許可証の交付又は不許可の通知）

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

【省令】

（許可証の様式）

第三十六条 法第十四条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

2 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

4 （略）

【市細則】

（不許可通知書の様式）

第15条 法第14条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による不許可の処分をした旨の通知は、不許可通知書（第17号様式）に当該不許可に係る申請書の副本を添えて行うものとする。

（協議の申出等）

第16条 （略）

3 前2項の協議の申出を行った者は、当該協議が成立するまでの間において当該申出を取り下げるときは、宅地造成等に関する工事の協議申出の取下届出書（第20号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該申出に係る協議に応じ、当該協議が成立したときは、宅地造成等に関する工事の協議成立確認書（第21号様式）に当該協議に係る協議の申出書の副本を添えて、当該申出をした者に交付するものとする。（以下略）

法第12条第1項の許可又は法第16条第1項の変更許可の申請について許可の処分をしたときは、「許可証（省令別記様式第6）」に申請書の副本を添えて、申請者に交付し、不許可の処分をしたときは、「不許可通知書（市細則第17号様式）」に申請書の副本を添えて、申請者に交付します。

また、法第15条第1項の協議（第16条第3項の規定により変更協議の場合を含みます。）が成立したときは、「宅地造成等に関する工事の協議成立確認書（市細則第21号様式）」に協議申出者書の副本を添えて、申出者に交付します。

(2) 許可若しくは変更許可の条件又は協議若しくは変更協議の成立に同意する条件（法第12条第3項）

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条 （略）

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 （略）

（変更の許可等）

第十六条 （略）

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

（以下略）

市長は、法第12条第1項の許可又は法第16条第1項の変更許可に、法第12条第3項の規定（法第16条第3項において準用する場合を含みます。）により工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができます。

また、市長は、法第15条第1項の協議（第16条第3項の規定により変更協議の場合を含みます。）の成立に同意するにあたって、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付するものとします。

市長が付する許可若しくは変更許可の条件又は協議若しくは変更協議の成立に同意する条件の例には、次のアからエのようなものがあります。

実際の条件は、個々の申請及び協議により異なります。条件は、許可証又は協議成立確認書に記載又は添付しますので、工事主、工事施行者及び設計者は、必ずその内容を確認し、当該条件を遵守してください。また、許可証又は協議成立確認書には、留意事項をまとめた付記も記載又は添付していますので、併せて確認してください。

ア 申請に係る工事主及び工事施行者は、市細則に定める手続を行うこと。

イ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を廃止しようとする場合（土石の堆積に関する工事にあっては、既に土石の堆積を行っている場合を除く。）は、工事主及び工事施行者は、当該工事に伴う災害の発生を防止する必要な措置を講じ、あらかじめ当該措置の状況について市長の確認を受けること。

ウ 土石の堆積に関する工事に係る土石の堆積は、市細則第 19 条第 3 項に規定する市長の確認を受けた後に行うこと。

エ その他工事の施行に伴う災害を防止するため市長が必要と認めること。

(3) 特定工程等（中間検査及び定期報告の要否）の通知（市細則第 14 条）

【市細則】

（特定工程等の通知）

第 14 条 市長は、法第 14 条第 2 項（法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により許可証を交付するときは、次に掲げる当該許可証に係る許可に関する宅地造成等の区分に応じ、当該各号に定める書面を当該許可の申請をした者に交付するものとする。

- (1) 宅地造成又は特定盛土等 当該宅地造成又は特定盛土等の規模が政令第 23 条に定める規模に該当するかどうか及び当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事が特定工程を含む工事に該当するかどうかを示した書面
- (2) 土石の堆積 当該土石の堆積の規模が政令第 25 条第 2 項に定める規模に該当するかどうかを示した書面

市長は、許可証又は協議成立確認書を交付するときには、許可又は協議に係る工事が、法第 18 条第 1 項の規定による中間検査を申請する必要があるもの及び法第 19 条第 1 項の規定による定期報告をする必要があるものに該当するか示した書面を併せて交付します。

そのため、工事主、工事施行者及び設計者は、必ずその書面を確認し、中間検査及び定期報告の手続に漏れがないようにしてください。

(4) 標識の設置（法第 49 条、省令第 87 条及び市細則第 26 条）

【法】

（標識の掲示）

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【省令】

（標識の様式及び記載事項）

第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先

十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

【市細則】

(標識の修正)

第 26 条 法第 49 条の規定により標識を掲げた後に、当該標識に記載した事項又は貼付した見取図について変更があった場合は、法第 12 条第 1 項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可（法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）又は法第 12 条第 1 項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、速やかに、当該標識の記載事項の修正若しくは追記又は見取図の貼替えを行わなければならない。

ア 標識の掲出に係る取扱い

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について法の許可を受けた工事主（法第 15 条第 1 項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合及び同条第 2 項の規定により都市計画法の開発許可を受けてことにより法の許可があったものとみなされる場合を含みます。）は、当該工事の着手の前に、工事施行区域内の見やすい場所に標識を掲出しなければなりません。この場合において、当該標識は、工事が完了するまでの間掲出するものとし、当該標識に記載した事項又は貼付した見取図を変更した場合は、速やかに記載した事項の修正若しくは追記又は見取図の貼替えを行うものと取り扱います。

なお、「見やすい場所」とは、工事施行区域が道路に接する場合にあっては、工事施行区域が道路に接する部分とし、工事施行区域が道路に接しない場合にあっては、周辺住民が見やすい箇所と取り扱います。

※ 都市計画法の開発許可を受けた開発行為のうち、当該開発行為に関する工事が、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当するものについては、開発許可に係る標識（横浜市都市計画法施行細則第 9 条第 1 項）とは別に、この規定の標識の掲出が必要です。

イ 標識の様式及び標識に貼付する見取図の取扱い

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合は、省令別記様式第 23 による標識を掲出し、掲出した標識に見取図として造成計画平面図を貼り付けるものと取り扱います。

土石の堆積に関する工事の場合は、省令別記様式第 24 による標識を掲出し、掲出した標識に見取図として土石の堆積計画平面図を貼り付けるものと取り扱います。

ウ 標識の撮影

工事着手届に掲出した標識を撮影した写真を添付するため、標識を掲出したときには、その設置状況が分かる遠景のものと、記載された事項及び貼付された見取図が分かる近景のものの 2 枚の写真を撮影してください。

(5) 許可の公表（法第 12 条第 4 項、省令第 9 条及び省令第 10 条）

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 (略)

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について法の許可を受けた工事（法第 15 条第 1 項の協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）については、法第 12 条第 4 項の規定により、横浜市が管理するウェブサイト「横浜市行政地図情報システム」の「i マップ」において、省令第 10 条に基づく事項を公表します。

ウェブサイト URL	横浜市行政地図情報提供システム https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal
---------------	--

また、よこはま建築情報センター（市庁舎 2 階）では、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、一般に次の情報提供を行います。

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事（法第 17 条第 2 項の検査済証が交付されたものに限る。）に係る造成計画平面図の閲覧

イ 土石の堆積に関する工事（法の許可を受けたもの（法第 15 条第 1 項の協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含む。）に限る。）に係る土石の堆積計画平面図の閲覧

ウ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の法の許可又は法第 15 条第 1 項の協議の手續に係る台帳記載証明書の交付

※ ア及びイの写しが必要な場合は、実費の負担が必要です。また、ウの台帳記載証明書に発行には、手数料が必要です。

11 工事の着手届出書の提出（市細則第 18 条）

【市細則】

（工事の着手の届出）

第 18 条 法第 12 条第 1 項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた者又は同項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、これらの工事に着手しようとするときは、工事の現場管理者を定め、宅地造成等に関する工事の着手届出書（第 23 号様式）に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事主、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
- (2) 宅地造成等に関する工事のうち主要なものの工程表
- (3) 法第 49 条の規定により設置した標識の写真（その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるものに限る。）
- (4) その他市長が必要と認める図書

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について法の許可を受けた工事主（法第 15 条第 1 項の協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）は、当該工事に着手する前に、工事の現場管理者を定め、「宅地造成等に関する工事の着手届出書（市細則第 23 号様式）」に、次に掲げる書類を添付して横浜市の担当課（第 2 項第 1 号の「技術的基準（※ 1）の審査・検査」の担当課）に提出する必要があります。

ア 緊急連絡体制表（規則外様式）

イ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち主要な工事の工程表

ウ 法第 49 条の規定により設置した標識を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図が確認できるように撮影した写真（標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面が確認できるように、遠景及び近景で写真を撮影する必要があります。）

エ その他市長が必要と認める書類

12 市細則に基づく工程確認（土石の堆積前の確認を除く。）（市細則第 19 条第 1 項から第 5 項）

【市細則】

（工程の届出及び確認等）

第19条 市長は、法第12条第1項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた工事について、必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる工事区分に応じ、同表右欄の工程の全部又は一部を指定し、当該工事の工事施行者に対して、あらかじめ、その指定した工程に達する旨を届け出させることができる。

工事区分	工程
1 擁壁に係る工事	(1) 根切りを完了したとき。 (2) 地盤改良を完了したとき。 (3) 基礎配筋を完了したとき。 (4) 壁配筋を完了したとき。 (5) 練積み造擁壁を、当該擁壁に必要な根入れの高さまで築造したとき。 (6) 練積み造擁壁を、下端から 3 分の 1 の高さまで築造したとき。 (7) その他市長が必要と認める工程
2 盛土に係る工事	(1) 盛土をする地盤面の処理を完了したとき。 (2) 盛土をする地盤及びその周辺の地盤の改良を完了したとき。 (3) 盛土をする斜面の段切りを完了したとき。 (4) 盛土をする前の地盤面への透水層の設置を完了したとき。 (5) その他市長が必要と認める工程
3 切土に係る工事	(1) 切土をして崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆うものを除く。）を生じさせたとき。（当該崖面を保護する措置を行う前に限る。） (2) その他市長が必要と認める工程
4 排水施設に係る工事	(1) 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置したとき。（法第18条第1項の規定による検査を行う工程を除く。） (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行ったとき。 (3) その他市長が必要と認める工程
5 その他市長が指定する工事	市長が必要と認める工程

2 市長は、法第 12 条第 1 項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事について、必要があると認めるときは、当該工事の工程（土石の堆積を行うために必要な工事が完了するときを除く。）の全部又は一部を指定し、当該工事の工事施行者に対して、あらかじめ、その指定した工程に達する旨を届け出させることができる。

3 前 2 項の規定による届出があったときは、市長は、当該工程に係る工事について法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかの確認を行うことができる。

4 工事施行者は、第 1 項又は第 2 項の規定により指定された工程に達したときは、その都度、工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備しておかなければならない。

5 市長は、第 1 項又は第 2 項の届出をした工事施行者に対し、前項の資料を提出するよう求めることができる。
（以下略）

(1) 工事の工程の届出及び工程確認（現場確認）の予約

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について法の許可を受けた工事（法第 15 条第 1 項の協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）の工事施行者は、横浜市が指定する工事の工程（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあっては、第 2 号の工事の工程のうち、横浜市が指定する工事の工程、土石の堆積に関する工事の場合にあっては、土石の堆積に関する工事の工程（土石の堆積を行うために必要な工事が完了するときを除く。））に達するとき（当該工程が完了するとき）に、横浜市の担当課にその旨を電話又は窓口において、口頭にて届け出るとともに、工程確認（現場確認）の予約をしてください。（工程の内容や、現場の状況等により、写真等での確認に代える場合や、確認を不要とする場合があります。）

当該届出後に、横浜市の担当課が、当該工事が法の技術的基準に適合しているか、現場又は写真等にて工事の工程（工事の施行状況）を確認します。

当該確認が完了するまでは、市長が付した許可の条件又は協議の成立に同意する条件により、確認を行う工程の後の工程に係る工事は施行することができませんので、留意してください。

※ 市細則に基づく工事の工程の届出（現場確認）については、手数料は不要です。

※ 原則として、工程確認を希望する日の2開庁日前までに、横浜市の担当課（第2項第1号の「技術的基準（※1）の審査・検査」の担当課）に電話にて工程確認の予約の連絡をして確認日を確定のうえ、工程確認を受けてください。（予約状況によっては希望日に現場確認を行うことができないお受けできない場合があります。）

※ 工程確認には、工事施行者の現場管理者代理人が立ち会ってください。

※ 工程確認の詳細については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可・工作物確認を受けて工事を開始するみなさま（工事施行者・工事監理者）へ」を参照してください。

(2) 届出及び現場確認が必要な工事（工程確認の対象）の工程

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合の届出及び現場確認が必要な工事の工程は、次の工程のうち横浜市が指定する工程です。

土石の堆積に関する工事の場合の届出及び現場確認が必要な工事の工程は、工事の内容に応じて横浜市が工程を指定する場合があります。

※ 指定する工程（届出及び現場確認が必要な工事の工程）は、横浜市の担当課（第2項第1号の「技術的基準（※1）の審査・検査」の担当課）に確認してください。

※ 市細則第19条第4項の規定により、指定する工程に達したときは、その都度、工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備しておかなければなりません。（同条第5項の規定により、当該資料の提出を求める場合があります。）

なお、指定する工程以外についても、完了検査を申請したときに、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行状況報告書（市細則第29号様式）」及び添付書類として、工事の写真等が必要です。詳しくは、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可・工作物確認を受けて工事を開始するみなさま（工事施行者・工事監理者）へ」を参照してください。

工事区分	工程
1 擁壁に係る工事	(1) 根切りを完了したとき。 (2) 地盤改良を完了したとき。 (3) 基礎配筋を完了したとき。 (4) 壁配筋を完了したとき。 (5) 練積み造擁壁を、当該擁壁に必要な根入れの高さまで築造したとき。 (6) 練積み造擁壁を、下端から3分の1の高さまで築造したとき。 (7) その他市長が必要と認める工程
2 盛土に係る工事	(1) 盛土をする地盤面の処理を完了したとき。 (2) 盛土をする地盤及びその周辺の地盤の改良を完了したとき。 (3) 盛土をする斜面の段切りを完了したとき。 (4) 盛土をする前の地盤面への透水層の設置を完了したとき。 (5) その他市長が必要と認める工程
3 切土に係る工事	(1) 切土をして崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆うものを除く。）を生じさせたとき。（当該崖面を保護する措置を行う前に限る。） (2) その他市長が必要と認める工程
4 排水施設に係る工事	(1) 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置したとき（法第18条第1項の規定による検査を行う工程を除く。）。 (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行ったとき。 (3) その他市長が必要と認める工程
5 その他市長が指定する工事	市長が必要と認める工程

(3) 工事の工程確認の完了

工程確認にて、確認の結果を工事施行者に伝えることをもって、工事の工程確認の完了とします。横浜市の担当課からの指摘事項があった場合は、現場の是正及び是正した写真の撮影等の必要な対応をしてください。

ただし、指摘事項の内容によっては、改めて現場確認を行う場合があります。この場合は、改めて行う現場確認にて、改めて確認の結果を工事施行者に伝えることをもって、工事の工程確認の完了とします。

13 土石の堆積前の確認（市細則に基づく工程確認）（市細則第 19 条第 6 項から第 8 項）

【市細則】

（工程の届出及び確認等）

第 19 条 （略）

- 2 市長は、法第 12 条第 1 項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事について、必要があると認めるときは、当該工事の工程（土石の堆積を行うために必要な工事が完了するときを除く。）の全部又は一部を指定し、当該工事の工事施行者に対して、あらかじめ、その指定した工程に達する旨を届け出させることができる。
- 3 前 2 項の規定による届出があったときは、市長は、当該工程に係る工事について法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかの確認を行うことができる。
- 4 工事施行者は、第 1 項又は第 2 項の規定により指定された工程に達したときは、その都度、工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備しておかなければならない。
- 5 市長は、第 1 項又は第 2 項の届出をした工事施行者に対し、前項の資料を提出するよう求めることができる。
- 6 市長は、法第 12 条第 1 項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事について、土石の堆積を行うために必要な工事が完了したときは、当該工事の工事施行者に対して、その旨を届け出させることができる。
- 7 市長は、前項の届出をした工事施行者に対し、土石の堆積前の工事の施行状況報告書（第 24 号様式）に、当該工事を施行した土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の当該工事が法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかについて確認するために市長が必要と認める図書を添付して提出するよう求めることができる。
- 8 市長は、前項の規定による確認を行い、同項の工事が法第 13 条第 1 項の規定に適合していると認めるときは、その旨を当該工事に係る法第 12 条第 1 項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた者に通知するものとする。

(1) 土石の堆積前の確認

土石の堆積に関する工事について法の許可を受けた工事（法第 15 条第 1 項の協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）の工事施行者は、土石の堆積を開始する前に、「土石の堆積を行うために必要な工事（土石を堆積する地盤の整備、空地、柵等、排水施設、沈砂池、構台、鋼矢板等の設置、立入禁止の掲示並びに土石を堆積する土地及び空地の境界の明示等に係る工事のことをいいます。以下この項において同じ。）」が完了したときは、横浜市の担当課にその旨を届け出なければなりません。

当該届出後に、横浜市の担当課が、当該工事が法の技術的基準に適合しているか、現場及び書類（第 3 号の工事施行状況報告書の確認等）にて確認を行います。

当該確認が完了するまでは、市長が付した許可の条件又は協議の成立に同意する条件により、土石の堆積を開始できませんので、留意してください。

※ 土石の堆積前の確認については、手数料は不要です。

(2) 土石の堆積前の工事完了届出書の提出及び現場確認の予約

工事施行者は、土石の堆積を開始する前に、「土石の堆積を行うために必要な工事」が完了したときは、横浜市の担当課に次の表に掲げる書類を提出してその旨を届け出るとともに、現場確認の予約をしてください。

原則として、現場確認を希望する日の 2 開庁日前までに、横浜市の担当課に電話にて現場確認の

予約の連絡して、現場確認を受けてください。（予約状況によっては希望日に現場確認を行うことができない場合があります。）

※ 次に掲げる書類は、第2項第1号の「技術的基準（※1）の審査・検査」の担当課のみに提出しますが、現場確認は、第2項第1号の「技術的基準（※1）の審査・検査」の担当課と「排水施設（※1）の審査・検査」の担当課の両方の課にて行いますので、両方の課において現場確認の予約をしてください。

※ 現場確認には、工事施行者の現場管理者代理人が立ち会ってください。

※ 現場確認の詳細については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可宅造許可・工作物確認を受けて取得し工事を開始するみなさま（工事施行者・工事監理者）へ」を参照してください。）

表：土石の堆積前の工事完了の届出に必要な書類

番号	書類	備考等
1	土石の堆積を行うために必要な工事の完了届出書（規則外第15号様式）	・ 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。
2	委任状	・ 代理人が土石の堆積を行うために必要な工事の完了届出書の提出等を行う場合に、委任者、受任者（代理人）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に土石の堆積を行うために必要な工事の完了届出書の提出についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 ・ 代理人の印を訂正印又は合格証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 ・ 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	位置図	・ 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
4	土石の堆積の計画平面図	・ 許可を受けた、又は協議が成立したときの図面（工事計画を変更している場合は、当該変更について変更許可を受けた、若しくは変更協議が成立したとき又は事前協議が成立したときの図面）を提出してください。

(3) 工事施行状況報告書の提出

工事施行者は、第2号の土石の堆積前の工事完了届出書の提出を行うとともに、「土石の堆積前の工事の施行状況報告書（市細則第24号様式）」及び添付書類を横浜市の担当課（技術的基準（※1）の審査・検査）の担当課）に提出してください。

※ 「土石の堆積前の工事の施行状況報告書（市細則第24号様式）」の添付書類については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可・工作物確認を受けて工事を開始するみなさま（工事施行者・工事監理者）へ」を参照してください。

(4) 土石の堆積前の確認に係る審査及び完了

現場及び書類での確認において、横浜市の担当課からの指摘事項があった場合は、現場の是正、是正した状況を撮影した写真の提出又は書類の追加若しくは訂正等の必要な対応をしてください。また、指摘事項の内容によっては、改めて現場確認を行う場合があります。

現場及び書類にて、土石の堆積を行うために必要な工事が法の技術的基準に適合していること確認が完了したときは、横浜市の担当課よりその旨を口頭で通知します。

土石の堆積は、この通知以後に開始することができます。

14 法に基づく中間検査（法第 18 条）

【法】

（中間検査）

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

【政令】

（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

（特定工程等）

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

【省令】

（中間検査の申請期間）

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

（中間検査の申請）

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

（中間検査合格証の様式）

第四十七条 法第十八条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

(1) 法に基づく中間検査の概要（法第 18 条第 1 項及び同条第 2 項）

法の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事（法第 15 条第 1 項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合及び同条第 2 項の規定により都市計画法の開発許可を受けてことにより法の許可があったものとみなされる場合を含みます。）が、政令第 23 条に規定する規模（第 2 号を参照してください。）の宅地造成又は特定盛土等に係るものであり、かつ、政令第 24 条に規定する特定工程（第 3 号を参照してください。）を含む工事に該当する場合にあっては、法第 18 条第 1 項の規定による中間検査を受検する必要があります。

この法に基づく中間検査は、市細則に基づく工程確認とは違い、中間検査申請書の提出及び中間

検査合格証の交付の手続きがあり、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、次の工程の工事を施行することができませんので、留意してください。

※ 都市計画法の開発許可を受けた開発行為のうち、当該開発行為に関する工事が、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当し、政令第 23 条に規定する規模（第 2 号を参照してください。）の宅地造成又は特定盛土等に係るものであり、かつ、政令第 24 条に規定する特定工程（第 3 号を参照してください。）を含む工事に該当する場合は、法に基づく中間検査を受検する必要があります。

※ 土石の堆積に関する工事については、法に基づく中間検査は対象ではありません。

(2) 法に基づく中間検査の受検を要する宅地造成又は特定盛土等の規模（政令第 23 条）

表：中間検査の受検を要する宅地造成又は特定盛土等の規模

付番	根拠規定	中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模 (盛土又は切土)	図
①	政令第 23 条第 1 号	盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの	
②	政令第 23 条第 2 号	切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるもの	
③	政令第 23 条第 3 号	盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①又は②に該当するものを除きます。）	
④	政令第 23 条第 4 号	盛土であって、高さが 5 メートルを超えるもの（①又は③に該当するものを除きます。）	
⑤	政令第 23 条第 5 号	盛土又は切土であって、盛土又は切土をする土地の面積が 3000 平方メートルを超えるもの（※）（①～④に該当するものを除きます。）	

※ ⑤の「盛土又は切土をする土地の面積」には、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積」を算入します。（「盛土又は切土をする土地の面積」に、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積」を算入しないのは、法の許可対象かを判断するときに限ります。）

(3) 法に基づく中間検査の受検を要する特定工程及び中間検査合格証の交付後に施行することができる工事の工程（政令第 24 条第 1 項及び同条第 2 項）

法に基づく中間検査の受検を要する工事の工程（以下「特定工程」といいます。）は、「盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程」をいいます。具体的には、設計編第 2 章第 2 節第 4 項の「盛土の排水施設等」及び同節第 8 項の「切土の排水施設等」の暗渠排水工に係る排水施設を設置する工事の工程のことをいいます。

なお、特定工程について中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程の後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工程に係る工事）は施行することができ

ません。

(4) 法に基づく中間検査の申請から合格証の交付までの手続

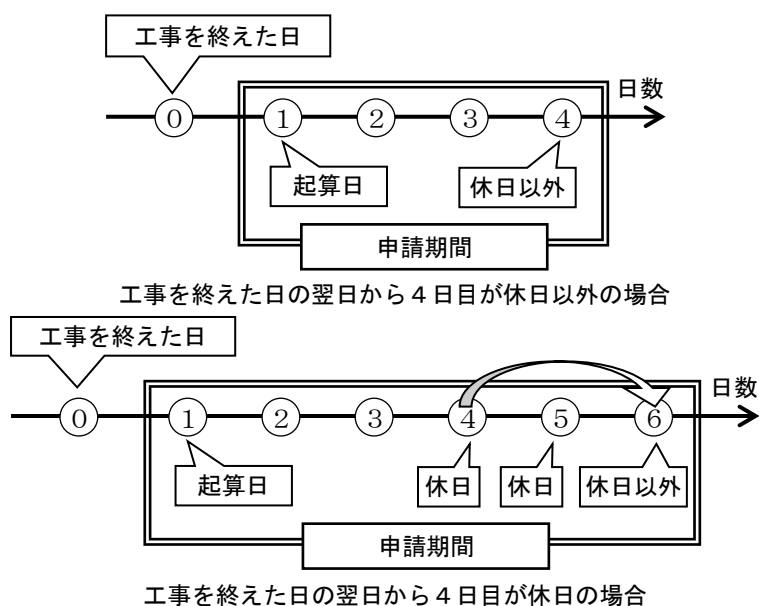
ア 申請期間（省令第45条）

工事主は、第3号の特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に、横浜市に中間検査を申請しなければなりません。

なお、「4日以内」とは、工事を終えた日の翌日から起算して、4日目のことをいいます。ただし、4日目が次の(ア)から(ウ)に掲げる休日にあたるときは、休日の翌日（次の休日以外の日）のことをいいます。

【休日（横浜市の休日を定める条例第1条第1項）】

- ア 日曜日及び土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日



※ 実際に中間検査を受検する日は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以後とすることができます。

イ 中間検査申請に必要な書類及び現場検査の予約

次の表に掲げる書類1部を横浜市の担当課（第2項第1号の「技術的基準（※1）の審査・検査」の担当課）に提出するとともに、中間検査（現場検査）の予約をしてください。

※ 表の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。

※ 中間検査申請書の提出の際には、手数料（第4項第3号を参照してください。）の支払いが必要です。

※ 原則として、中間検査（現場検査）を希望する日の2開庁日前までに、横浜市の担当課に電話して、又は担当課の窓口にて、中間検査（現場検査）の予約をしてください。（予約状況によっては希望日に現場検査を行うことができない場合があります。）

※ 第3号の特定工程に係る工事について、工区を分けて施行する場合は、工区ごとの特定工程に係る工事を終えるごとに（工事を終えた日から4日以内に）中間検査を申請することができるものとします。この場合においては、その都度、次の表に掲げる書類の提出及び手数料の支払いが必要です。

なお、工第3号の特定工程に係る工事について、工区を分けて施行する場合は、あらかじめ横浜市の担当課に確認してから当該工事を施行してください。

表：中間検査申請に必要な書類

番号	書類	備考等
1	中間検査申請書（省令別記様式第13）	工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。
2	委任状	- 代理人が中間検査申請書の提出及び中間検査合格証の受領等を行う場合に、委任者、受任者（代理人）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に中間検査申請の提出及び中間検査合格証の受領についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 - 代理人の印を訂正印又は合格証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 - 委任状は、工事主が作成するもので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	位置図	工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
4	造成計画平面図	- 許可を受けた、又は協議が成立したときの図面（工事計画を変更している場合は、当該変更について変更許可を受けた、若しくは変更協議が成立したとき又は事前協議が成立したときの図面）を提出してください。 - 図面に記載された暗渠排水工に係る排水施設のうち、今回の中間検査を申請するものを赤線で囲い、既に中間検査を受検したものを青線で囲い、今回以後に中間検査を受検する予定のものを緑線で囲うものとします。
5	排水施設の平面図	

ウ 中間検査（現場検査）の受検及び合格証の交付

中間検査（現場検査）において、横浜市の担当課からの指摘事項があった場合は、現場の是正及び是正した状況を撮影した写真の提出等の必要な対応をしてください。また、指摘事項の内容によっては、改めて中間検査（現場検査）を行う場合があります。この場合においては、改めて中間検査申請書の提出及び手数料の支払いをする必要はありません。

中間検査（現場検査）の結果、第3号の特定工程に係る工事が法第13条第1項の技術的基準に適合していると認めるときは、工事主に中間検査合格証（省令別記様式第14）を交付します。

※ 現場検査には、工事施行者の現場管理者代理人が立ち会ってください。

※ 現場検査の詳細については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可宅造許可・工作物確認を受けて取得し工事を開始するみなさま（工事施行者・工事監理者）へ」を参照してください。）

15 定期報告（法第19条第1項）

【法】

（定期の報告）

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

【政令】

（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

- 2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
 - 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
 - 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

【省令】

（定期の報告）

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（定期の報告の期間）

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

（定期の報告の報告事項）

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日
- 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
 - 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
 - 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
 - 四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
 - 二 報告の時点における土石の堆積の面積
 - 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
 - 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

【市細則】

（定期の報告）

第 25 条	宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての法第 19 条第 1 項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る定期報告書（第 31 号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。
(1)	省令第 48 条第 1 項に規定する写真（報告をする日の前 7 日以内に撮影したものに限る。）
(2)	前号の写真を撮影した箇所を示した図面
(3)	その他市長が必要と認める図書
2	土石の堆積に関する工事についての法第 19 条第 1 項の規定による報告は、土石の堆積に関する工事に係る定期報告書（第 32 号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。
(1)	省令第 48 条第 2 項に規定する写真（報告をする日の前 7 日以内に撮影したものに限る。）
(2)	前号の写真を撮影した箇所を示した図面
(3)	その他市長が必要と認める図書

(1) 定期報告の概要（法第 19 条第 1 項）

法の許可を受けた宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（法第 15 条第 1 項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合及び同条第 2 項の規定により都市計画法の開発許可を受けてことにより法の許可があったものとみなされる場合を含みます。）が、政令第 25 条第 1 項又は同条第 2 項に規定する規模（第 2 号を参照してください。）の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に係るものに該当する場合にあっては、法第 19 条第 1 項の規定により、3 月ごとに当該宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況等の事項を横浜市に報告（定期報告）しなければなりません。

※ 都市計画法の開発許可を受けた開発行為のうち、当該開発行為に関する工事が、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当し、かつ、政令 25 条第 1 項に規定する規模（第 2 号を参照してください。）の宅地造成又は特定盛土等に係るものに該当する場合は、定期報告が必要です。

(2) 定期報告が必要な宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の規模（政令第 23 条及び政令第 25 条）

表：定期報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模

付番	根拠規定	定期報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模（盛土又は切土）	図
①	政令第 25 条・ 政令第 23 条第 1 号	盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの	
②	政令第 25 条・ 政令第 23 条第 2 号	切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるもの	
③	政令第 25 条・ 政令第 23 条第 3 号	盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①又は②に該当するものを除きます。）	
④	政令第 25 条・ 政令第 23 条第 4 号	盛土であって、高さが 5 メートルを超えるもの（①又は③に該当するものを除きます。）	
⑤	政令第 25 条・ 政令第 23 条第 5 号	盛土又は切土であって、盛土又は切土をする土地の面積が 3000 平方メートルを超えるもの（※）（①～④に該当するものを除きます。）	

※ ⑤の「盛土又は切土をする土地の面積」には、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積」を算入します。（「盛土又は切土をする土地の面積」に、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積」を算入しないのは、法の許可対象かを判断するときに限ります。）

表：定期報告を要する土石の堆積の規模

付番	根拠規定	定期報告を要する土石の堆積の規模 (土石の積重ね)	図
①	政令第25条第2項第1号	高さが5メートルを超える土石の積重ねであつて、当該土石の積重ねを行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの(※)	
②	政令第25条第2項第1号	土石の積重ねを行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの(※)(①に該当するものを除きます。)	

※ ②の「土石の積重ねを行う土地の面積」には、「土石の積重ねをする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない土石の積重ねをする土地の面積」を算入します。(「土石の積重ねを行う土地の面積」に、「土石の積重ねをする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない土石の積重ねをする土地の面積」を算入しないのは、法の許可対象かを判断するときに限ります。)

(2) 定期報告の期間(省令第49条)

定期報告は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法の許可を受けた日(法第15条第1項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合にあっては、協議が成立した日、同条第2項の規定により都市計画法の開発許可を受けてことにより法の許可があったものとみなされる場合にあっては、開発許可を受けた日のことをいいます。以下この号において同じ。)から3月ごとに行なう必要があります。この定期報告の期間については、次のとおりに取り扱います。

ア 最初の定期報告は、法の許可を受けた日から3か月以内に行なうものとします。

※ 法の許可を受けた日から3か月以内に、法第17条第1項の完了検査申請又は法第17条第4項の土石の除却の確認申請を行う場合は、定期報告は不要です。

※ 法の許可を受けた日の3か月後の月の当該日に相当する日(3か月後の月に相当する日がないときは、3か月後の月の末日。)までに定期報告を行う必要があります。

【定期報告の期間の例】

4月9日に法の許可を受けた場合 ⇒ 7月9日までに定期報告を行います。

8月31日に法の許可を受けた場合 ⇒ 11月30日までに定期報告を行います。

イ 2回目以後の定期報告は、前回の定期報告を行った日から3か月以内に行なうものとします。

※ 前回の定期報告を行った日から3か月以内に、法第17条第1項の完了検査申請又は法第17条第4項の土石の除却の確認申請を行う場合は、定期報告は不要です。

※ 前回の定期報告を行った日の3か月後の月の当該日に相当する日(3か月後の月に相当する日がないときは、3か月後の月の末日。)までに定期報告を行う必要があります。

【定期報告の期間の例】

4月10日に前回の定期報告を行った場合 ⇒ 7月10日までに次回の定期報告を行います。

8月31日に前回の定期報告を行った場合 ⇒ 11月30日までに次回の定期報告を行います。

(4) 定期報告に必要な書類（市細則第 25 条第 1 項及び第 2 項）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあつては、次の表 1 に掲げる書類 1 部を、土石を堆積に関する工事の場合にあつては、次の表 2 に掲げる書類 1 部 を、横浜市の担当課（第 2 項第 1 号の「技術的基準（※ 1）の審査・検査」の担当課）に提出してください。

※ 表の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。

表 1：定期報告に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）

番号	書類	備考等
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る定期報告書（市細則第 31 号様式）	- 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。 - この様式に必要な事項を記載して提出することで、省令第 50 条に規定する報告事項を報告することができます。
2	委任状	- 代理人が定期報告書の提出等を行う場合に、委任者、受任者（代理人）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に定期報告の提出についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 - 代理人の印を訂正印又は受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 - 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	- 定期報告書を提出する日の 7 日以内に撮影したものに限り、ます。 - 盛土又は切土をしている土地及びその周辺の土地の全体が写るように、複数以上撮影したものの提出が必要です。
4	3 の写真を撮影した箇所を示した図面	- 造成計画平面図、排水施設の平面図、擁壁の配置図又は崖面崩壊防止施設の配置図等に、3 の写真を撮影した箇所を明示したものの提出が必要です。 - 必要に応じて宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行した範囲を明示してください。
5	その他市長が必要と認める書類	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の内容や、提出された定期報告書の内容によって、当該工事の実施の状況を把握するための書類の提出が必要となる場合があります。

表 2：定期報告に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）

番号	書類	備考等
1	土石の堆積に関する工事に係る定期報告書（市細則第 32 号様式）	- 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。 - この様式に必要な事項を記載して提出することで、省令第 50 条に規定する報告事項を報告することができます。
2	委任状	- 代理人が定期報告書の提出等を行う場合に、委任者、受任者（代理人）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に定期報告の提出についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 - 代理人の印を訂正印又は受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 - 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	- 定期報告書を提出する日の 7 日以内に撮影したものに限り、ます。 - 土石の積重ねをしている土地及びその周辺の土地の全体が写るように、複数以上撮影したものの提出が必要です。
4	3 の写真を撮影した箇所を示した図面	- 土石の堆積計画平面図等に、3 の写真を撮影した箇所を明示したものの提出が必要です。 - 必要に応じて土石の堆積に関する工事を施行した範囲及び土石の堆積している範囲を明示してください。
5	その他市長が必要と認める書類	土石の堆積に関する工事の内容や、提出された定期報告書の内容によって、当該工事の実施の状況を把握するための書類の提出が必要となる場合があります。

16 工事の計画等の変更する事項に応じた手続等

【法】

（変更の許可等）

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

（以下略）

【省令】

（軽微な変更）

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

工事の計画、工事主又は工事施行者等を変更するときに必要な手続は、変更する事項又は内容に応じて次の表のとおりです。

表：変更する事項に応じた手続等

変更する事項又は内容			必要な手続等
工事の計画 （工事期間を除く。）	変更によって変更前の工事の計画と同一性のない計画となる場合 （土石の堆積に関する工事から宅地造成又は特定盛土等に関する工事への変更及び宅地造成又は特定盛土等に関する工事から土石の堆積に関する工事の変更を含む。）		新たな法第 12 条第 1 項の許可申請又は第 15 条第 1 項の協議申出
	上記以外の工事の計画の変更		変更許可申請（※） （第 17 項を参照してください。）
工事期間 （工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日）	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合		軽微な変更の届出 （第 18 項を参照してください。）
	土石の堆積に関する工事の場合	当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないもの。	軽微な変更の届出 （第 18 項を参照してください。）
		当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えるもの。	変更許可申請 （第 17 項を参照してください。）
工事主	氏名若しくは名称又は住所の変更		軽微な変更の届出 （第 18 項を参照してください。）
	工事主自体の変更（一般承継）		一般承継の届出 （第 19 項を参照してください。）
	工事主自体の変更（一般承継以外）		新たな法第 12 条第 1 項の許可申請又は第 15 条第 1 項の協議申出
設計者	氏名若しくは名称又は住所の変更		軽微な変更の届出 （第 18 項を参照してください。）
	設計者自体の変更		変更許可申請 （第 17 項を参照してください。）
工事施行者	氏名若しくは名称又は住所の変更		軽微な変更の届出 （第 18 項を参照してください。）
	設計者自体の変更		変更許可申請 （第 17 項を参照してください。）

※ 工事計画の計画の変更であって、変更許可申請を要するものは、変更許可申請に先立って事前協議を行うことができます。詳しくは、第 6 項第 2 号を参照してください。

※ 一般承継とは、相続や法人の合併等により、法の許可等に基づく地位を承継することをいいます。

※ 都市計画法の開発許可を受けてことにより法の許可があったものとみなされる場合の変更手続は、都市計画法の規定による変更の手続のみで、盛土規制法の手続は不要です。

17 変更許可申請又は変更協議の申出等（法第16条第1項、同条第2項）

【法】

（変更の許可等）

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 （略）

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

（以下略）

【省令】

（許可証の様式）

第十四条 法第十四条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

2 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

4 前二項の規定は、法第十六条第三項において準用する法第十四条第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、前項中「第七項第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

（変更の許可の申請）

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

【市細則】

（許可の申請等の取下げ）

第12条 法第12条第1項の許可の申請を行った者は、市長が法第14条第1項の処分をするまでの間において当該申請を取り下げるときは、宅地造成等に関する工事の許可申請の取下届出書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（不許可通知書の様式）

第15条 法第14条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による不許可の処分をした旨の通知は、不許可通知書（第17号様式）に当該不許可に係る申請書の副本を添えて行うものとする。

（協議の申出等）

第16条 法第15条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての協議の申出は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（第18号様式）の正本及び副本に、省令第7条第1項各号に掲げる書類（同項第7号から第9号までに掲げる書類並びに第11条第8項第2号から第4号までに規定する書類を除く。第22条第1項において同じ。）を添付して行うものとする。

2 法第15条第1項の規定による土石の堆積に関する工事についての協議の申出は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（第19号様式）の正本及び副本に、省令第7条第2項各号に掲げる書類（同項第5号から第7号までに掲げる書類並びに第11条第10項第2号から第4号までに規定する書類を除く。第22条第2項において同じ。）を添付して行うものとする。

3 前2項の協議の申出を行った者は、当該協議が成立するまでの間において当該申出を取り下げるときは、宅地造成等に関する工事の協議申出の取下届出書（第20号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該申出に係る協議に応じ、当該協議が成立したときは、宅地造成等に関する工事の協議成立確認書（第21号様式）に当該協議に係る協議の申出書の副本を添えて、当該申出をした者に交付するものとする。

5 第14条の規定は、前項の規定により市長が同項に規定する宅地造成等に関する工事の協議成立確認書を交付するときについて準用する。この場合において、同条中「当該許可証に係る許可」とあるのは「当該協議成立確認書に係る協議」と、「当該許可の申請をした」とあるのは「当該協議の申出をした」と読み替えるものとする。

（変更の協議の申出）

第22条 法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関

する工事の計画の変更についての協議の申出は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議申出書（第 27 号様式）の正本及び副本に、省令第 7 条第 1 項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して行うものとする。

2 法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更についての協議の申出は、土石の堆積に関する工事の計画変更協議申出書（第 28 号様式）の正本及び副本に、省令第 7 条第 2 項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して行うものとする。

3 第 16 条第 3 項から第 5 項までの規定は、法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定による協議の申出について準用する。この場合において、第 16 条第 5 項中「前項」とあるのは、「第 22 条第 3 項の規定により準用する前項」と読み替えるものとする。

(1) 変更許可申請の方法（省令第 37 条及び市細則第 11 条）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第 16 条第 1 項の変更許可を受けるときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあっては、第 2 号に掲げる書類を、土石の堆積に関する工事の場合にあっては、第 3 号に掲げる書類を横浜市の担当課（第 2 項第 1 号の「技術的基準（※ 1）の審査・検査」の担当課。以下この項において同じ。）に提出してください。

なお、変更許可申請に係る変更が、条例第 15 条第 2 項ただし書又は条例第 20 条第 1 項ただし書に規定する軽微な該当しない場合は、変更許可申請（当該書類の提出）は、変更許可を受けようとする工事の計画について、条例第 20 条第 8 項において準用する条例第 19 条第 1 項の規定により「開発事業計画の変更の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の変更の同意通知書」の交付を受けた後に行ってください。

(2) 変更許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）

次の表に掲げる書類について、正本及び副本の計 2 部を横浜市の担当課に提出してください。

- ※ 正本及び副本ごとに表の順に並べて綴じたものを提出してください。
- ※ 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書（省令別記様式第 7）」も 2 部提出が必要です。
- ※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。
- ※ 次の表の証明書類等は、原本（申請時から 3 か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。
- ※ 次の表の 7 及び 8 の書類には、作成者（設計に係るものは設計者）の氏名を記載するものとします。（ただし、国土交通大臣の認定証など、個別の申請のために作成するも及び使用するもの以外のものを除きます。）

表：変更許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）

番号	書類	備考等
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書（省令別記様式第 7）土石の堆積に関する工事の変更許可申請書（省令別記様式第 8）	・ 正本及び副本ともにこれを表紙とします。 ・ 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。 ・ 緯度及び経度は、秒について小数第一位まで記入してください。緯度・経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図等で当該箇所の緯度・経度を確認する等の方法があります。 ・ 地理院地図：https://maps.gsi.go.jp ・ 地理院地図での確認方法：https://maps.gsi.go.jp/help/intro/kinolist/2-jusho.html
2	委任状	・ 代理人が変更許可申請書の提出及び変更許可証等の受領等を行う場合に、委任者、受任者（代理人）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に変更許可申請の提出及び変更許可証の受領についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 ・ 代理人の印を訂正印又は許可証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 ・ 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	図書目次（その 1）（規則外第 7 号様式）	・ その他市長が必要と認める書類として提出してください。
4	宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（市細則第 11 号様式）	・ 変更の内容によらず提出が必要です。

番号	書類	備考等
5	第8項第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の5から31に掲げる書類のうち、その内容が変更されるもの	
6	図書目次（その2）（規則外第8号様式）	・ 工事の計画の変更の場合に提出が必要です。 ・ その他市長が必要と認める書類として提出してください。
7	工事の計画の変更の内容を示した書類	・ 工事の計画の変更の場合に提出が必要です。 ・ その他市長が必要と認める書類として提出してください。 ・ 新旧対照図面（変更前の工事の計画と変更後の工事の計画を重ねて表示した図面であって、変更箇所を赤色で表示したもの。）及び新旧対照表（工事の計画を変更した事項及び変更前後の工事の計画の内容をまとめた表。）など、工事計画の内容が分かる書類を提出するものとします。
8	第8項第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の33から49に掲げる書類のうち、その内容が変更されるもの	

(3) 変更許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）（審査基準）

次の表に掲げる書類について、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

- ※ 正本及び副本ごとに表の順に並べて綴じたものを提出してください。
- ※ 「土石の堆積に関する工事の変更許可申請書（省令別記様式第8）」も2部提出が必要です。
- ※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。
- ※ 次の表の証明書類等は、原本（申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。
- ※ 次の表の33から49の書類には、作成者（設計に係るものは設計者）の氏名を記載するものとします。（ただし、国土交通大臣の認定証など、個別の申請のために作成するも及び使用するものの以外のものを除きます。）

表：変更許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）

番号	書類	備考等
1	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書（省令別記様式第8）	・ 正本及び副本ともにこれを表紙とします。 ・ 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。 ・ 緯度及び経度は、秒について小数第一位まで記入してください。緯度・経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図等で当該箇所の緯度・経度を確認する等の方法があります。 ・ 地理院地図： https://maps.gsi.go.jp ・ 地理院地図での確認方法： https://maps.gsi.go.jp/help/intro/kinolist/2-jusho.html
2	委任状	・ 代理人が変更許可申請書の提出及び変更許可証等の受領等を行う場合に、委任者、受任者（代理人）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に変更許可申請の提出及び変更許可証の受領についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 ・ 代理人の印を訂正印又は許可証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 ・ 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。

番号	書類	備考等
3	図書目次（その1）（規則外第9号様式）	・ その他市長が必要と認める書類として提出してください。
4	土石の堆積に関する工事等の概要（市細則第15号様式）	・ 変更の内容によらず提出が必要です。
5	第8項第4号の「表：許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）」の5から31に掲げる書類のうち、その内容が変更されるもの	
6	図書目次（その2）（規則外第10号様式）	・ 工事の計画の変更の場合に提出が必要です。 ・ その他市長が必要と認める書類として提出してください。
7	工事の計画の変更の内容を示した書類	・ 工事の計画の変更の場合に提出が必要です。 ・ その他市長が必要と認める書類として提出してください。 ・ 新旧対照図面（変更前の工事の計画と変更後の工事の計画を重ねて表示した図面であって、変更箇所を赤色で表示したもの。）及び新旧対照表（工事の計画を変更した事項及び変更前後の工事の計画の内容をまとめた表。）など、工事計画の内容が分かる書類を提出するものとします。
8	第8項第4号の「表：許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）」の33から39に掲げる書類のうち、その内容が変更されるもの	

（4） 市長との変更協議及び変更協議の申出の方法（市細則第22条第1項又は同条第2項）

ア 市長との変更協議及び変更協議の申出

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事についての変更も法第16条第1項の変更許可が必要ですが、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定により当該変更について、市長との協議が成立しすることをもって法第16条第1項の変更許可があったものとみなされます。

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、市長と協議しようとする国又はと都道府県、指定都市若しくは中核市は、市細則第13条第4項又は同条第5項の規定により、市長に協議を申し出る必要があります。

※ 独立行政法人が国又は都道府県、指定都市若しくは中核市とみなされるかについては、各法の規定によります。

イ 変更協議の申出の方法

変更協議の申出をするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあっては、ウに掲げる書類を、土石の堆積に関する工事の場合にあっては、エに掲げる書類を横浜市の担当課に提出してください。

なお、変更協議に係る変更が、条例第15条第2項ただし書又は条例第20条第1項ただし書に規定する軽微な該当しない場合は、変更協議の申出（当該書類の提出）は、変更協議を申し出ようとする工事の計画について、条例第20条第8項において準用する条例第19条第1項の規定により「開発事業計画の変更の同意通知書」又は「土石の堆積事業計画の変更の同意通知書」の交付を受けた後に行ってください。

ウ 変更協議の申出に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）

「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議申出書（市細則第27号様式）」及び第2号の「表：変更許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」に掲げる書類のうち2から8に掲げる書類（ただし、5に掲げる書類は、「第8項第2号の『表：許

可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）』の5から31（5から13に掲げる書類を除く。）に掲げる書類のうち、その内容が変更されるもの」とします。）について、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

※ 正本及び副本ごとに第2号の「表：変更許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議申出書（市細則第27号様式）」も2部提出が必要です。

※ 第2号の「表：変更許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の「備考等」に特記がないものは、必ず提出が必要です。

エ 変更協議の申出に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）（審査基準）

「土石の堆積に関する工事の計画変更協議申出書（市細則第28号様式）」及び第3号の「表：変更許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）」に掲げる書類のうち2から8に掲げる書類（ただし、5に掲げる書類は、「第8項第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の5から31（5から13に掲げる書類を除く。）に掲げる書類のうち、その内容が変更されるもの」とします。）について、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

※ 正本及び副本ごとに第3号の「表：変更許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）」の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 「土石の堆積に関する工事の計画変更協議申出書（市細則第28号様式）」も2部提出が必要です。

※ 第3号の「表：変更許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）」の「備考等」に特記がないものは、必ず提出が必要です。

(5) 変更協議の申出の方法

ア 協議の申出の方法

法第15条の規定により市長と協議を行った宅地造成等に関する工事の計画を変更する場合は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあっては、イに掲げる書類を、土石の堆積に関する工事の場合にあっては、ウに掲げる書類を横浜市の担当課に提出してください。

イ 変更協議の申出に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）

「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議申出書（市細則第27号様式）」及び第8項第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」に掲げる書類のうち計画の変更に伴いその内容が変更されるものについて、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

※ 正本及び副本ごとに第8項第2号の「表：許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）」の順に並べて綴じたものを横浜市の担当課に提出してください。

※ 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議申出書（市細則第27号様式）」も2部提出が必要です。

ウ 変更協議の申出に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）（審査基準）

「土石の堆積に関する工事の計画変更協議申出書（市細則第28号様式）」及び第8項第4号の「表：許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）」に掲げる書類のうち計画の変更に伴いその内容が変更されるものについて、正本及び副本の計2部を横浜市の担当課に提出してください。

※ 正本及び副本ごとに第8項第4号の「表：許可申請に必要な書類（土石の堆積に関する工事の場合）」の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 「土石の堆積に関する工事の計画変更協議申出書（市細則第28号様式）」も2部提出が必要

です。

(6) 変更許可申請又は変更協議の申出の取下げ（市細則第 20 条）

第 9 項を参照してください。

(7) 変更許可又は変更協議の成立

第 10 項を参照してください。

18 軽微な変更の届出（法第 16 条第 2 項及び市細則第 21 条第 1 項）

【法】

（変更の許可等）

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（以下略）

【市細則】

（軽微な変更の届出等）

第 21 条 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書（第 25 号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

（1） 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更を証する図書（当該事項の変更をした場合に限る。）

（2） 第 18 条第 1 号から第 3 号までに掲げる図書（同条の規定による宅地造成等に関する工事の着手届出書を提出している場合に限る。）（軽微な変更に伴いその内容が変更されるものに限る。）

（3） その他市長が必要と認める図書

2 （略）

3 前 2 項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、同 2 項各号に規定する図書のほか、省令第 7 条第 1 項第 7 号若しくは第 8 号又は同条第 2 項第 5 号若しくは第 6 号に掲げる書類を提出させることができる。

（1） 軽微な変更の届出の方法（市細則第 21 条第 1 項）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第 16 条第 2 項の軽微な変更の届出をするときは、第 2 号に掲げる書類を横浜市の担当課（第 2 項第 1 号の「技術的基準（※ 1）の審査・検査」の担当課。以下この項において同じ。）に提出してください。

（2） 軽微な変更の届出に必要な書類（審査基準）

次の表に掲げる書類 1 部を横浜市の担当課に提出してください。

※ 表の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。

※ 次の表の証明書類等は、原本（届出時から 3 か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。

表：軽微な変更の届出に必要な書類

番号	書類	備考等
1	宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書（市細則第 25 号様式）	- 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。 - 緯度及び経度は、秒について小数第一位まで記入してください。緯度・経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図等で当該箇所の緯度・経度を確認する等の方法があります。 - 地理院地図：https://maps.gsi.go.jp - 地理院地図での確認方法：https://maps.gsi.go.jp/help/intro/kinolist/2-jusho.html
2	委任状	- 代理人が軽微な変更届出書の提出等を行う場合に、委任者、受任者（代理人）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に軽微な変更届出書の提出についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 - 代理人の印を訂正印又は受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 - 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更を証する書類	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合に提出が必要です。

番号	書類	備考等
4	工事主の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	- 工事主が個人であり、かつ、当該工事主の氏名又は住所を変更した場合に提出が必要です。 - 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面）の写しとします。
5	工事主の法人の登記事項証明書	工事主が法人であり、かつ、工事主の名称又は住所を変更した場合に提出が必要です。
6	役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	- 工事主が法人であり、かつ、当該法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者（1 の届出書の「工事主」の欄に記載する法人の代表者（支配人を申請に係る代表者とする場合は、支配人）を含みます。）の氏名又は住所を変更したときに提出が必要です。ただし、軽微な変更届出書に添付する証明書によって、氏名、住所及び生年月日（変更したものに限ります。）が確認できる者については、提出は不要です。 - 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面）の写しとします。
7	緊急連絡体制表（規則外様式）	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所を変更したことにより、工事の着手届書に添付した「緊急連絡体制表（規則外様式）」の内容が変更となる場合に提出が必要です。
8	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち主要な工事の工程表	工事期間（工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日）の変更により、工事の着手届書に添付した「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち主要な工事の工程表」の内容が変更となる場合に提出が必要です。
9	法第 49 条の規定により設置した標識を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図が確認できるように撮影した写真	- 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称若しくは住所の変更又は工事期間（工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日）を変更したことにより、法第 49 条の規定により設置した標識の内容が変更となる場合に提出が必要です。 - 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面が確認できるように、遠景及び近景で写真を撮影する必要があります。
10	その他市長が必要と認める書類	

19 一般承継届の届出（法第 16 条第 2 項及び市細則第 21 条第 2 項）

【法】

（変更の許可等）

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
（以下略）

【市細則】

（軽微な変更の届出等）

第 21 条 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書（第 25 号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更を証する図書（当該事項の変更をした場合に限る。）
- (2) 第 18 条第 1 号から第 3 号までに掲げる図書（同条の規定による宅地造成等に関する工事の着手届出書を提出している場合に限る。）（軽微な変更に伴いその内容が変更されるものに限る。）
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、法第 12 条第 1 項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可又は同項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた者の一般承継人が、承継による当該許可に係る工事主の氏名

若しくは名称又は住所の変更を届け出る場合は、一般承継届出書（第 26 号様式）に次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 許可に基づく地位の承継の事実を証する書類
- (2) 前項第 2 号に掲げる図書
- (3) その他市長が必要と認める図書

3 前 2 項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、同 2 項各号に規定する図書のほか、省令第 7 条第 1 項第 7 号若しくは第 8 号又は同条第 2 項第 5 号若しくは第 6 号に掲げる書類を提出させることができる。

(1) 一般承継の届出の方法（市細則第 21 条第 2 項）

法の許可を受けた宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（法第 15 条第 1 項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）について、相続や法人の合併等により、当該許可等に基づく地位を承継した場合は、第 2 号に掲げる書類を横浜市の担当課（第 2 項第 1 号の「技術的基準（※ 1）の審査・検査」の担当課。以下この項において同じ。）に提出してください。

(2) 一般承継の届出に必要な書類（市細則第 21 条第 2 項及び同条第 3 項）（審査基準）

次の表に掲げる書類 1 部 を横浜市の担当課に提出してください。

※ 表の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。

※ 次の表の証明書類等は、原本（届出時から 3 か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。

表：軽微な変更の届出に必要な書類

番号	書類	備考等
1	一般承継届出書（市細則第 26 号様式）	・ 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。 ・ 緯度及び経度は、秒について小数第一位まで記入してください。緯度・経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図等で当該箇所の緯度・経度を確認する等の方法があります。 ・ 地理院地図：https://maps.gsi.go.jp ・ 地理院地図での確認方法：https://maps.gsi.go.jp/help/intro/kinolist/2-jusho.html
2	委任状	・ 代理人が軽微な変更届出書の提出等を行う場合に、委任者、受任者（代理者）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。 ・ 代理人の印を訂正印又は受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 ・ 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	許可に基づく地位の承継の事実を証する書類	・ 承継の原因が法人の合併の場合は合併後の法人の登記事項証明書を、法人の分割の場合は被承継人となる法人の登記事項証明書及び承継を証する書類を、相続の場合は被承継人の戸籍謄本及び承継の原因を証する書類を添付することとします。
4	工事主の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	・ 工事主が個人の場合に提出が必要です。 ・ 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面）の写しとします。
5	工事主の法人の登記事項証明書	・ 工事主が法人の場合に提出が必要です。

番号	書類	備考等
6	役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	- 工事主が法人であり、かつ、当該法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者（1 の届出書の「承継人」の欄に記載する法人の申請に係る法人の代表者（支配人を申請に係る代表者とする場合は、支配人）を含みます。）について提出が必要です。ただし、一般承継届出書に添付する証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者については、提出は不要です。 - 住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面）の写しとします。
7	緊急連絡体制表（規則外様式）	一般承継により、工事の着手届書に添付した「緊急連絡体制表（規則外様式）」の内容が変更となる場合に提出が必要です。
8	法第 49 条の規定により設置した標識を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図が確認できるように撮影した写真	- 一般承継により、法第 49 条の規定により設置した標識の内容が変更となる場合に提出が必要です。 - 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面が確認できるように、遠景及び近景で写真を撮影する必要があります。
10	その他市長が必要と認める書類	

20 工事の廃止（市細則第 17 条）

【市細則】

（工事廃止の届出）

第 17 条 法第 12 条第 1 項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可（法第 15 条第 1 項の規定により許可があったものとみなされる場合を含み、同条第 2 項の規定により許可があったものとみなされる場合を除く。次条、第 19 条第 1 項、第 21 条第 2 項及び第 24 条第 1 項において同じ。）又は法第 12 条第 1 項の土石の堆積に関する工事の許可（法第 15 条第 1 項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。次条、第 19 条第 2 項、第 6 項及び第 8 項、第 21 条第 2 項並びに第 26 条において同じ。）を受けた者は、これらの工事（土石の堆積に関する工事であって、既に土石の堆積を行っているものを除く。）を廃止しようとするときは、宅地造成等に関する工事の廃止届出書（第 22 号様式）を市長に提出しなければならない。

（1）災害の発生を防止する措置

法の許可を受けた宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（法第 15 条第 1 項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）を廃止しようとする場合（土石の堆積に関する工事にあつては、既に土石の堆積を行っている場合を除きます。）は、許可若しくは変更許可の条件又は協議若しくは変更協議の成立に同意する条件（第 10 項第 2 号を参照してください。）により、工事主及び工事施行者は、当該工事に伴う災害の発生を防止する必要な措置を講じ、あらかじめ当該措置の状況について横浜市の担当課（第 2 項第 1 号の「技術的基準（※ 1）の審査・検査」の担当課。以下この項において同じ。）の確認を受けなければなりません。

※ 当該確認を受けずに、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を廃止することができません。

（2）土石の堆積を開始した後の土石の堆積に関する工事の廃止に係る取扱い（審査基準）

法の許可を受けた土石の堆積に関する工事（法第 15 条第 1 項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）について、土石の堆積を開始している場合は、当該工事を廃止するときは、当該土石を全て除却したうえで、法第 17 条第 4 項の土石の除却確認を申請しなければならないものと取り扱います（第 21 項を参照してください。）。

※ 土石の堆積に関する工事についての許可は、土石の堆積を除却することを前提としたものであり、土石の堆積に関する工事を廃止するためには、堆積した土石を除却する必要があります。

(3) 工事の廃止の届出に必要な書類（市細則第 17 条）

「宅地造成等に関する工事の廃止届出書（市細則第 22 号様式）」に、廃止しようとする工事について交付された許可証又は協議成立確認書（原本であって、許可申請書及び変更許可申請書又は協議申出書及び変更協議申出書の副本（添付書類を含みます。）を含みます。以下この号において同じ。）を添付して、横浜市の担当課に提出してください。

21 工事の完了検査（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）

【法】

（完了検査等）

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

（以下略）

【省令】

（完了検査の申請期間）

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

（完了の検査の申請）

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（検査済証の様式）

第四十一条 法第十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

【市細則】

（完了検査等）

第 23 条 法第 17 条第 1 項の検査を申請した者は、速やかに、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行状況報告書（第 29 号様式）に宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行した土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の当該工事が法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかについて検査するために市長が必要と認める図書を添付して市長に提出しなければならない。

（工事の一部完了検査）

第 24 条 法第 12 条第 1 項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた者は、当該工事が次に掲げる要件を満たしていると市長が認めた場合は、当該工事の一部が完了したときに当該工事の一部に係る土地（次項において「工区」という。）ごとに法第 17 条第 1 項の検査を申請することができる。

(1) 工事に係る土地が分割のできるものであり、分割した土地それぞれが独立して使用しうるものであること。

(2) 当該分割によって他の土地の災害防止の支障とならないこと。

2 前項の規定により申請した工区について法第 17 条第 2 項の検査済証の交付を受けた者は、法第 49 条の規定により掲げた標識に当該工区の名称及び当該検査済証の交付を受けた年月日を付記しなければならない。

（以下略）

(1) 工事の完了検査の概要（法第 17 条第 1 項及び同条第 2 項）

法の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた工事主（法第 15 条第 1 項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）は、当該工事を完了したときは、当該工事が法第 13 条第 1 項の技術的基準に適合しているかどうかについての完了検査を申請しなければなりません。

当該申請後に、横浜市の担当課が、当該工事が法の技術的基準に適合しているか、現場及び書類（第 2 号ウの工事施行状況報告書等）にて検査を行います。

完了検査の結果、当該工事が法第 13 条第 1 項の技術的基準に適合していると認められる場合には、横浜市の担当課より工事主に検査済証を交付します。

※ 都市計画法の開発許可を受けてことにより法の許可があったものとみなされる場合は、都市計画法の完了検査を受検するのみで、盛土規制法の完了検査の受検は不要です。

(2) 完了検査の申請から検査済証の交付までの手続

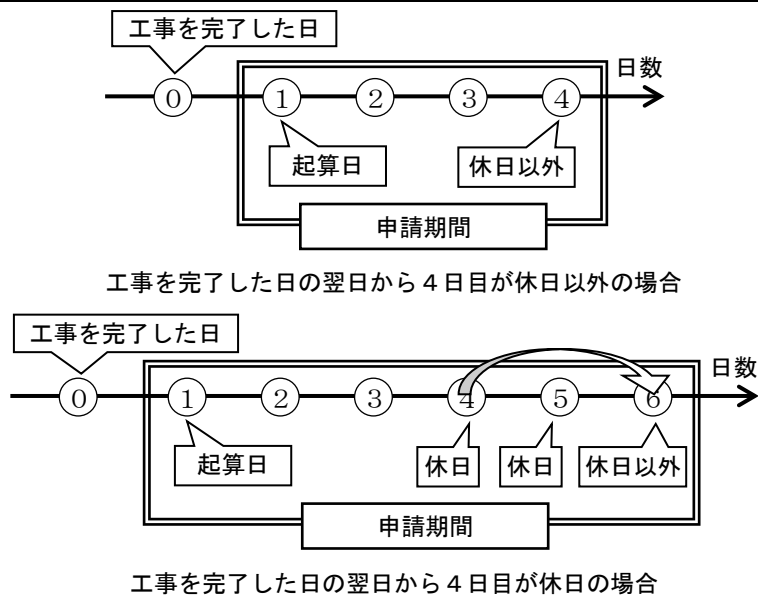
ア 申請期間（省令第 39 条）

工事主は、工事を完了した日から 4 日以内に、横浜市に完了検査を申請しなければなりません。

なお、「4 日以内」とは、工事を終えた日の翌日から起算して、4 日目のことをいいます。ただし、4 日目が次の(ア)から(ウ)に掲げる休日にあたる場合は、休日の翌日（次の休日以外の日）のことをいいます。

【休日（横浜市の休日を定める条例第 1 条第 1 項）】

- ア 日曜日及び土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日



※ 実際に完了検査を受検する日は、工事を完了した日から 4 日以後とすることができます。

イ 完了検査申請に必要な書類及び現場検査の予約

次の表に掲げる書類 1 部 を横浜市の担当課（第 2 項第 1 号の「技術的基準（※ 1）の審査・検査」の担当課）に提出するとともに、完了検査（現場検査）の予約をしてください。

※ 表の順に並べて綴じたものを提出してください。

※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。

※ 完了検査の申請については、手数料は不要です。

※ 完了検査申請書は、第 2 項第 1 号の「技術的基準（※ 1）の審査・検査」の担当課のみに提出しますが、現場検査は、第 2 項第 1 号の「技術的基準（※ 1）の審査・検査」の担当課と「排水施設（※ 1）の審査・検査」の担当課の両方の課にて行いますので、両方の課において現場

検査の予約をしてください。

※ 原則として、完了検査（現場検査）を希望する日の2開庁日前までに、横浜市の担当課に電話して、又は担当課の窓口にて、完了検査（現場検査）の予約をしてください。（予約状況によっては希望日に現場検査を行うことができない場合があります。）

表：完了検査申請に必要な書類

番号	書類	備考等
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書（省令別記様式第9）	・ 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。
2	委任状	・ 代理人が完了検査申請書の提出及び検査済証の受領等を行う場合に、委任者、受任者（代理者）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に完了検査申請の提出及び検査済証の受領についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 ・ 代理人の印を訂正印又は検査済証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 ・ 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	位置図	・ 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
4	造成計画平面図	・ 許可を受けた、又は協議が成立したときの図面（工事計画を変更している場合は、当該変更について変更許可を受けた、若しくは変更協議が成立したとき又は事前協議が成立したときの図面）を提出してください。

ウ 工事施行状況報告書の提出（市細則第23条第1項）

完了検査の申請をしたときは、当該申請に係る工事の工事施行者は、速やかに、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行状況報告書（市細則第29号様式）」及び添付書類を横浜市の担当課（第2項第1号の「技術的基準（※1）の審査・検査」の担当課）提出してください。

※ 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行状況報告書（市細則第29号様式）」の添付書類については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可・工作物確認を受けて工事を開始するみなさま（工事施行者・工事監理者）へ」を参照してください。

エ 検査済証の交付手続に必要な書類の提出

検査済証の交付の手続には、事前に次の書類の提出が必要です。工事完了検査が終わり次第、速やかに、横浜市の担当課（建築局 調整区域課 事務担当）に提出してください。

表：検査済証の交付手続に必要な書類

番号	書類	備考等
1	公図の写し（最新のもの）	・ 最新のものを提出することとします。 ・ 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 ・ 工事施行区域の境界又は筆界が判別しにくい場合は、拡大図等を提出することとします。 ・ 公図とは、不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しのこととします。
2	地番一覧表	・ 工事施行区域に含まれる筆が5筆以上の場合に提出が必要です。 ・ 工事施行区域に含まれる土地の地番を数字の若い順に列挙するものとします。 ・ 工事施行区域内に筆の一部が含まれる場合は、「○番の一部」と記載するものとします。
3	位置図	・ 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
4	造成計画平面図	・ 許可を受けた、又は協議が成立したときの図面（工事計画を変更している場合（完了検査における指摘事項によって、変更手続を行う場合を含みます。）は、当該変更について変更許可を受けた、若しくは変更協議が成立したとき又は事前協議が成立したときの図面）を提出してください。

エ 完了検査（現場検査）の受検及び検査済証の交付

完了検査（現場及び書類での検査）において、横浜市の担当課からの指摘事項があった場合は、現場の是正、是正した状況を撮影した写真の提出又は書類の追加若しくは訂正等の必要な対応をしてください。また、指摘事項の内容によっては、改めて完了検査（現場検査）を行う場合があります。この場合においては、改めて完了検査申請書の提出をする必要はありません。

完了検査（現場及び書類での検査）の結果、完了検査に係る工事が法第 13 条第 1 項の技術的基準に適合していると認めるときは、工事主に「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証（省令別記様式第 10）」を交付します。

※ 現場検査には、工事施行者の現場管理者代理人が立ち会ってください。

※ 現場検査の詳細については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可宅造許可・工作物確認を受けて取得し工事を開始するみなさま（工事施行者・工事監理者）へ」を参照してください。）

(2) 工事の一部完了検査（市細則第 24 条）

ア 工事の一部完了検査を申請できる場合（工区分けができる場合）

次の(ア)又は(イ)の事由に該当する場合は、法の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事（法第 15 条第 1 項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）の一部が完了した場合には、当該完了した土地の部分（以下「工区」という。）について、法第 17 条第 1 項の工事完了検査を申請することができます。

(ア) 工事に係る土地が分割のできるものであり、分割した土地がそれぞれ独立して使用しうるものであること。

(イ) 当該分割によって他の土地の災害防止の支障とならないこと。

イ 工事の一部完了検査の申請等の方法

工事の一部完了検査は、第 1 号及び第 2 号に準じて行いますが、次の(ア)から(ウ)の事項に留意してください。

(ア) 完了検査申請書（省令別記様式第 9）の記載の付記

「工事完了年月日」の欄に工区の名称を、「工事をした土地の所在地及び地番」の欄に工区の名称並びに工区に係る土地の面積並びに所在地及び地番を付記するものとします。

(イ) 検査済証（省令別記様式第 10）の記載の付記

「工事をした土地の所在地及び地番」の欄に工区の名称並びに工区に係る土地の面積並びに所在地及び地番を、「工事完了検査年月日」の欄に工区の名称を記載するものとします。

(ウ) 工事の一部完了検査に係る検査済証交付後の標識の記載の付記

工区に係る検査済証の交付を受けたときは、法第 49 条の規定により設置した標識の「工事完了予定年月日」の欄に当該工区の名称及び当該検査済証の交付を受けた年月日を付記しなければなりません。

22 土石の除却確認（法第 17 条第 3 項及び第 4 項）

【法】

（完了検査等）

第十七条 （略）

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

【省令】

（確認の申請期間）

第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

（確認の申請）

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（確認済証の様式）

第四十四条 法第十七条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

【市細則】

（完了検査等）

第23条 （略）

2 法第17条第4項の確認を申請した者は、速やかに、土石の堆積に関する工事に係る土石の除却状況報告書（第30号様式）に土石の除却を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他市長が必要と認める図書を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 土石の除却確認の概要（法第17条第1項及び同条第2項）

法の許可を受けた土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事主（法第15条第1項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合を含みます。）は、当該工事に係る全ての土石の除却（※）を完了したときは、土石の除却確認を申請しなければなりません。

当該申請後に、横浜市の担当課が、現場及び書類（第2号ウの工事施行状況報告書等）にて確認を行います。

当該確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却（※）されたと認められる場合には、横浜市の担当課より工事主に確認済証を交付します。

(2) 土石の除却の取扱い（審査基準）

土石の除却には、省令第32条に規定する構造物（構台等）、省令第34条第1項に規定する鋼矢板等その他市長が必要と認めるものの除却を含むものと取り扱います。そのため、それらの除却も完了した後に、土石の除却確認を申請するものとします。

(3) 土石の除却確認の申請から確認済証の交付までの手続

ア 申請期間（省令第42条）

工事主は、全ての土石の除却を完了した日から4日以内に、横浜市に土石の除却確認を申請しなければなりません。

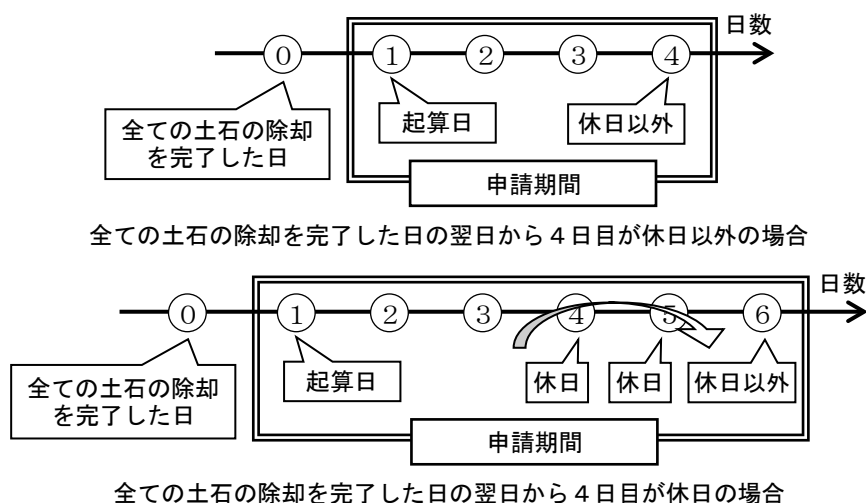
なお、「4日以内」とは、全ての土石の除却を終えた日の翌日から起算して、4日目のことをいいます。ただし、4日目が次の(ア)から(ウ)に掲げる休日にあたるときは、休日の翌日（次の休日以外の日）のことをいいます。

【休日（横浜市の休日を定める条例第1条第1項）】

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日



※ 実際に現場確認をする日は、工事を完了した日から4日以後とすることができます。

イ 土石の除却確認の申請に必要な書類及び現場確認の予約

次の表に掲げる書類1部を横浜市の担当課（第2項第1号の「技術的基準（※1）の審査・検査」の担当課）に提出するとともに、現場確認の予約をしてください。

- ※ 表の順に並べて綴じたものを提出してください。
- ※ 次の表の「備考等」に特記がないものは、必ず提出する書類です。
- ※ 土石の除却確認の申請については、手数料は不要です。
- ※ 土石の除却確認の申請書は、第2項第1号の「技術的基準（※1）の審査・検査」の担当課のみに提出しますが、現場確認は、第2項第1号の「技術的基準（※1）の審査・検査」の担当課と「排水施設（※1）の審査・検査」の担当課の両方の課にて行いますので、両方の課において現場確認の予約をしてください。
- ※ 原則として、現場確認を希望する日の2開庁日前までに、横浜市の担当課に電話して、又は担当課の窓口にて、現場確認の予約をしてください。（予約状況によっては希望日に現場確認を行うことができない場合があります。）

表：土石の除却確認の申請に必要な書類

番号	書類	備考等
1	土石の堆積に関する工事の確認申請書（別記様式第11）	・ 工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載します。代表者は法人の登記事項証明書で代表権を確認できる者（支配人を含みます。）とします。
2	委任状	・ 代理人が確認申請書の提出及び確認済証の受領等を行う場合に、委任者、受任者（代理人）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に確認申請書の提出及び確認済証の受領についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 ・ 代理人の印を訂正印又は検査済証等の受領印として使用する場合は、代理人の印を押印してください。 ・ 委任状は、工事主が作成するものですので、代理人が修正及び追記を行うことはできません。
3	位置図	・ 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
4	土石の堆積の計画平面図	・ 許可を受けた、又は協議が成立したときの図面（工事計画を変更している場合は、当該変更について変更許可を受けた、若しくは変更協議が成立したとき又は事前協議が成立したときの図面）を提出してください。

ウ 工事施行状況報告書の提出（市細則第23条第2項）

土石の除却確認の申請をしたときは、当該申請に係る工事の工事施行者は、速やかに、「土石の堆積に関する工事に係る土石の除却状況報告書（市細則第30号様式）」及び添付書類を横浜市の担当課（第2項第1号の「技術的基準（※1）の審査・検査」の担当課）提出してください。

- ※ 「土石の堆積に関する工事に係る土石の除却状況報告書（市細則第30号様式）」の添付書類については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可・工作物確認を受けて工事を開始するみなさま（工事施行者・工事監理者）へ」を参照してください。

エ 確認済証の交付手続に必要な書類の提出

確認済証の交付の手続には、事前に次の書類の提出が必要です。現場確認が終わり次第、速やかに、横浜市の担当課（建築局 調整区域課 事務担当）に提出してください。

表：確認済証の交付手続に必要な書類

番号	書類	備考等
1	公図の写し (最新のもの)	- 最新のものを提出することとします。 - 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。 - 工事施行区域の境界又は筆界が判別しにくい場合は、拡大図等を提出することとします。 - 公図とは、不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しのこととします。
2	地番一覧表	- 工事施行区域に含まれる筆が5筆以上の場合に提出が必要です。 - 工事施行区域に含まれる土地の地番を数字の若い順に列挙するものとします。 - 工事施行区域内に筆の一部が含まれる場合は、「○番の一部」と記載するものとします。
3	位置図	工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。
4	土石の堆積の計画平面図	許可を受けた、又は協議が成立したときの図面（工事計画を変更している場合は、当該変更について変更許可を受けた、若しくは変更協議が成立したとき又は事前協議が成立したときの図面）を提出してください。

エ 土石の除却確認及び確認済証の交付

現場及び書類での確認において、横浜市の担当課からの指摘事項があった場合は、現場の是正、是正した状況を撮影した写真の提出又は書類の追加若しくは訂正等の必要な対応をしてください。また、指摘事項の内容によっては、改めて現場確認を行う場合があります。この場合においては、改めて確認申請書の提出をする必要はありません。

現場及び書類での確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めるときは、工事主に「土石の堆積に関する工事の確認済証（別記様式第12）」を交付します。

※ 現場確認には、工事施行者の現場管理者代理人が立ち会ってください。

※ 現場確認の詳細については、横浜市の配布資料「開発許可・盛土規制法の許可宅造許可・工作物確認を受けて取得し工事を開始するみなさま（工事施行者・工事監理者）へ」を参照してください。）

第2章 法の許可の基準（技術的基準以外のもの）

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条 （略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
- 二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
- 三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- 四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3 から 4 （略）

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

1 法の許可の基準

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法の許可を受けるには、許可の申請が、次に掲げる基準に適合している必要があります。

(1) 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が法第 13 条の規定に適合するものであること。

※ 法第 13 条第 1 項は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る技術的基準について規定しています。詳細については、設計編を参照してください。

※ 法第 13 条第 2 項は、政令で定める工事の設計をする者の資格について規定しています。詳細については、第 2 項を参照してください。

(2) 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

※ 詳細については、第 3 項を参照してください。

(3) 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

※ 詳細については、第 4 項を参照してください。

(4) 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

※ 詳細については、第 5 項を参照してください。

2 設計者の資格（法第 13 条第 2 項）

【法】

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第十三条 （略）

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

【政令】

（資格を有する者の設計によらなければならない措置）

第二十一条 法第十三条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

（設計者の資格）

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【省令】

（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一から四 （略）

- 五 第一号の表に掲げる図面（令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第二十二条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類
（以下略）

（設計者の資格）

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【告示】

昭和 37 年建設省告示第 1005 号（宅地造成等規制法施行令第十七条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第二十二条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
- 三 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の資格を有する者
- 四 前三号に掲げる者のほか、主務大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第三十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

【市細則】

(申請書の添付図書)

第11条 (略)

3 省令第7条第1項第5号に規定する書類には、設計者の資格に関する申告書(第6号様式)を添付するものとする。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。(以下略)

(1) 資格を有する者による設計によらなければならない工事(政令第21条)(審査基準)

法第13条第2項の規定により、次のア及びイに掲げる工事は、第2号に掲げる資格を有している者が設計を行う必要があります。

ア 高さが5メートルを超える擁壁の設置

※ この擁壁の高さとは、制度編第2章第1項第18号に規定する「擁壁の地上高さ」のことをいうものと取り扱います。

イ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置

※ 工事施行区域内の盛土及び切土をする土地の面積の合計が1,500平方メートルを超えた場合は、どのように排水施設を設置するかにかかわらず、排水施設の設置に係る設計は、第2号に掲げる資格を有している者が行うものと取り扱います。

※ この「盛土又は切土をする土地の面積」には、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積を含みます。

(2) 資格を有する者(政令第23条、省令第35条及び昭和37年建設省告示第1005号)

法第13条第2項に規定する「政令で定める資格を有する者」とは、次の表のいずれかに該当する者をいいます。

なお、非正規の課程とは、科目等履修生や聴講生に係る課程のことをいいます。

表：資格を有する者

番号	資格を有する者	提出が必要な書類 ※ 設計者の資格に関する申告書(市細則 第6号様式)に添付が必要な書類
1	学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	- 卒業証書の写し又は卒業証明書の写し - 実務従事証明書(規則外第11号様式)
2	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。)、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者	- 卒業証書の写し又は卒業証明書の写し - 実務従事証明書(規則外第11号様式)
3	前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。)、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者	- 卒業証書の写し又は卒業証明書の写し - 実務従事証明書(規則外第11号様式)
4	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者	- 卒業証書の写し又は卒業証明書の写し - 実務従事証明書(規則外第11号様式)
5	土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者	- 登録講習機関が行う講習を修了したことを証する書類 - 実務従事証明書(規則外第11号様式)

番号	資格を有する者	提出が必要な書類 ※ 設計者の資格に関する申告書 (市細則 第6号様式) に添付 が必要な書類
6	学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者	・ 在学期間を証する書類 ・ 実務従事証明書(規則外第11号様式)
7	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第45号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))とするものに合格した者を含む。)	・ 技術士二次試験合格証の写し又は技術士二次試験合格証明書の写し
8	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の資格を有する者	・ 一級建築士免許の写し又は一級建築士登録証明書の写し

(3) 資格を有する者であることを証する書類の取扱い(省令第7条第1項第5号及び市細則第11条第3項)(審査基準)

第1号及びア又はイに掲げる工事は、前号の「表：資格を有する者」に掲げる資格を有する者の設計によらなければならない。当該工事を施行する場合は、省令第7条第1項第5号の規定により許可申請書に「資格を有する者であることを証する書類」を添付する必要があります。

この「資格を有する者であることを証する書類」とは、市細則第11条第3項に規定する「設計者の資格に関する申告書(市細則第6号様式)」に前号の「表：資格を有する者」の「提出が必要な書類」を添付したものとします。

※ 前号の「表：資格を有する者」の「提出が必要な書類」は、「設計者の資格に関する申告書(市細則第6号様式)」にて申告する資格に応じた書類を添付してください。

※ 上記にかかわらず、資格情報を事前に建築局宅地審査部に申告している場合は、「設計者の資格に関する申告書(市細則第6号様式)」及び前号の「表：資格を有する者」の「提出が必要な書類」は提出不要です。この場合は、申告番号を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書(省令別記様式第2)」の「設計者住所氏名」の欄に記入することとします。

3 工事主の資力及び信用(法第12条第2項第2号)

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 (略)

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

(以下略)

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。)に提出しな

ければならない。

一から六 (略)

七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

九 別記様式第三の資金計画書

十及び十一 (略)

十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一から四 (略)

五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

七 別記様式第五の資金計画書

八及び九 (略)

十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

【市細則】

（申請書の添付図書）

第 11 条 (略)

5 省令第 7 条第 1 項第 7 号及び第 8 号ロ並びに第 2 項第 5 号及び第 6 号ロの住民票の写しは、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面をいう。）の写しとする。

6 及び 7 (略)

8 省令第 7 条第 1 項第 12 号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（第 11 号様式）

(2) 工事主の資力及び信用に関する申告書（第 12 号様式）

(3) 工事主の資力及び信用に関する誓約書（第 13 号様式）及び印鑑証明書

(4) 所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、貸借対照表、損益計算書その他第 2 号の申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類

(5)～(21) (略)

9 (略)

10 省令第 7 条第 2 項第 10 号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 土石の堆積に関する工事等の概要（第 15 号様式）

(2) 工事主の資力及び信用に関する申告書

(3) 工事主の資力及び信用に関する誓約書及び印鑑証明書

(4) 所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、貸借対照表、損益計算書その他第 2 号の申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類

(以下略)

(1) 工事主の資力及び信用に係る取扱い（法第 12 条第 2 項第 2 号）（審査基準）

法の許可の基準のうち法第 12 条第 2 項第 2 号に掲げる「工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。」とは、工事主が次の全てに該当することをいうものと取り扱います。

ア 工事主が、申請に係る工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあつては、工事主が当該工事に係る資金計画を明確に立てていること、申請に係る工事が土石の堆積に関する工事の場合にあつては、土石の堆積を開始する前に行なう工事、土石を堆積する工事及び堆積した土

石等を除却する工事に係る資金計画を明確に立てていること。

※ 資金計画の内容は、資金計画書（省令別記様式第3又は第5）により確認します。

※ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、工事主が、工事着手から工事完了までの期間の資金計画を立てている必要があります。

※ 土石の堆積に関する工事については、工事主が、土石の堆積を開始する前に行う工事に着手するときから、堆積した土石等の除却が完了するまでの期間の資金計画を立てている必要があります。

※ 土石を継続的に、又は反復して売買する場合などその他の土石等の除却を予定しない場合であっても、土石の堆積に関する工事についての法の許可は、土石を除却することが前提であり、恒久的に堆積を行うものではないため、堆積した土石等を除却するための資力を有している必要があります（土石等を除却する工事に係る支出を0円とすることはできません）。この場合において、申請に係る工事の期間を最大の許可の日から5年間とするときは、許可の日から5年間のうちに土石の堆積を開始する前に行なう工事、土石を堆積する工事及び堆積した土石等を除却する工事を行うものとして資金計画を立てるものとします。

イ 工事主が、アの資金計画に必要な資力を有していることが、次に掲げる書類により確認できること。

(ア) 金融機関が発行する工事主の預金残高証明書（成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合）

※ 自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。

(イ) 金融機関等が発行する工事主への融資証明書であって、次に掲げる事項が明示されたもの（借入金で申請に係る工事を施行する場合。）

- a 申請に係る工事の資金であること
- b 申請に係る工事施行区域の所在地及び地番
- c 融資時期（申請に係る工事の着手までに融資が開始されるものであること。）

(ウ) 融資元の印鑑証明書及び預金残高証明書（借入金で申請に係る工事を施行する場合であって、融資元が金融機関でないとき。）

(エ) 工事主が法人の場合にあつては、ウの納税証明書（その1）に係る事業年度の貸借対照表及び損益計算書（決算報告書）。ただし、成立1年未満の法人の場合にあつては、設立から最新月までの法人税申告のための基礎資料。

ウ 工事主が、所得税又は法人税等を滞納していないこと。

※ 工事主が個人の場合にあつては所得税について、工事主が法人の場合にあつては法人税について、納税証明書（その1）により確認します。納税証明書（その1）は、原則として前年度分のものとします。

※ 工事主が個人の場合で、かつ、納税証明書（その1）による確認が困難な場合は、住民税の納税証明書又は源泉徴収票等が必要になる場合があります。

エ 工事主が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

- (ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (イ) 法若しくは改正前の宅地造成等規制法（以下このエにおいて「旧法」という。）又はそれらの法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (ウ) 法第12条、法第16条、法第30条若しくは法第35条又は旧法第8条第1項若しくは旧法第12条第1項の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しない者を含む。）
- (エ) 法（旧法を含む。）に基づき擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措

置をとることを命ぜられた者で、当該措置を完了した日から6か月を経過しない者（当該命ぜられた者が法人である場合においては、当該命令の処分を受ける原因となった工事が行われた当時現に当該法人の役員であった者で当該措置を完了した日から6か月を経過しない者を含む。）（命ぜられた措置を行うために法第12条第1項の許可を受ける場合を除く。）

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下このエにおいて「暴力団員等」という。）

(カ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(キ) 法人の場合にあつては、その役員のうち(イ)、(ウ)、(エ)又は(ウ)に該当する者があるもの

※ この「役員」は、法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者ではなく、法人の全ての役員のことをいいます。

※ 工事主の資力及び信用に関する誓約書（市細則第13号様式）により、上記に掲げるものに該当しないことを誓約する必要があります。また、当該誓約が虚偽であること又はこの誓約に反したことにより、市長が法第12条第1項又は法第16条第1項の許可について不許可の処分又は許可の取消しの処分その他の不利益となる処分等を行っても、異議は一切申し立てないこと及び当該誓約した事項について市長が真偽を確認するために、市長が必要と認めた場合には、工事主又は工事主の役員の氏名、住所及び生年月日等の個人情報を使用して、警察及び関係行政機関に照会することに同意することについても、工事主の資力及び信用に関する誓約書（市細則第13号様式）により誓約する必要があります。

※ 誓約書には実印を押印し、印鑑証明書を添付する必要があります。

(2) 工事主の資力及び信用に係る申請書の添付書類の取扱い（審査基準）

法の許可の申請書に添付する書類のうち工事主の資力及び信用に係る書類は、省令第7条第1項第7号から第9号、同条第2項第5号から第7号、市細則第11条第8項第2号及び第3号並びに同条第10項第2号及び第3号のとおりです。これらの書類について、次のとおり取り扱います。

ア 住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものの提出が必要な役員の取扱い（省令第7条第1項第8号ロ、同条第2項第6号ロ）

省令第7条第1項第8号ロ及び同条第2項第6号ロ中の「役員」とは、法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者（申請書の「工事主住所氏名」の欄に記載する法人の代表者（支配人を申請に係る代表者とする場合は、支配人）を含みます。）と取り扱います。当該「役員」に該当する者については、「工事主の資力及び信用に関する申告書（第12号様式）」の第2面に記入するとともに、住民票の写し（申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの。）、個人番号カードの写し又はこれらに類するものを申請書に添付することが必要です。

イ 住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものの取扱い（省令第7条第1項第7号、同項第8号ロ、同条第2項第5号及び同項第6号ロ）

住民票の写し（申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの。）又は個人番号カードの写しに類するものとは、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写しと取り扱います。

ただし、申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者については、当該印鑑証明書を住民票の写し又は個人番号カードの写しに類するものと取り扱います。

※ 市細則第11条第5項の規定により、住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面をいう。）の写しとします。

※ 申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できない場合は、住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものの提出が必要です。

ウ 工事主の資力及び信用に関する申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類の取扱い（市細則第 11 条第 8 項第 4 号及び第 10 項第 4 号）

市細則第 11 条第 8 項第 4 号及び第 10 項第 4 号に規定する「その他第 2 号の申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類」とは、第 1 号の取扱い（審査基準）に係る書類及び当該取扱い（審査基準）について審査するために市長が必要と認める書類とします。

4 工事施行者の工事施行能力（法第 12 条第 2 項第 3 号）

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条 （略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一及び二 （略）

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

（以下略）

【省令】

（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一から十一 （略）

十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一から九 （略）

十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

【市細則】

（申請書の添付図書）

第 10 条 （略）

8 省令第 7 条第 1 項第 12 号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)～(4) （略）

(5) 工事施行者の工事施行能力に関する申告書（第 14 号様式）及び法人の登記事項証明書、建設業の許可を証する書類その他当該申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類

(6)～(21) （略）

9 （略）

10 省令第 7 条第 2 項第 10 号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)～(4) （略）

(5) 工事施行者の工事施行能力に関する申告書及び法人の登記事項証明書、建設業の許可を証する書類その他当該申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類

（以下略）

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合の工事施行者の工事施行能力に係る取扱い(法第 12 条第 2 項第 3 号)（審査基準）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合において、法の許可の基準のうち法第 12 条第 2 項第 3 号に掲げる「工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。」とは、工事施行者が次のアかつイに該当することをいうものと取り扱います。

なお、法の許可にあたっては、工事施行者について審査する必要があるため、法の許可申請を行うときに工事施行者を未定とすることはできないものと取り扱います。

ア 申請に係る工事の施行に必要な建設業法の免許を受けていること。ただし、工事施行者が、建設業法第 3 条ただし書に規定する「政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者」に該当する場合を除く。

※ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の内容は多岐にわたるため、原則として「土木工事業」の免許を受けていることとします。ただし、崖面を覆う建築物（建築物で崖面を覆う場合の盛土又は切土が法の規制対象（土地の形質の変更）に該当する場合（制度編第3章第6項第8号イの場合）の当該建築物に限ります。）の建築工事を施行する場合は、「建築工事業」の免許もを受けていることとします。

なお、工事の内容に応じた建設業の種類は、原則として次の表のとおりです。

表：工事の種類と建設業法の建設業の種類
（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

工事の内容	建設業の種類
鉄筋コンクリート造の擁壁に係る工事	土木工事業 又は とび・土工工事業
無筋コンクリート造の擁壁に係る工事	
大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事	
崖面崩壊防止施設に係る工事	
地盤改良工事	
杭工事	
盛土又は切土に係る工事 （のり面に係る工事を含む。）	
暗渠排水工	
基盤排水層・水平排水層に係る工事	
のり面保護工	
排水施設に係る工事	
間知石練積み造擁壁に係る工事	土木工事業 又は 石工事業
大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁に係る工事	
補強コンクリートブロック造の擁壁に係る工事	
地下車庫の建築工事	土木工事業、 とび・土工工事業 又は建築工事業
崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事	建築工事業

※ 「政令で定める軽微な建設工事」とは、「工事1件の請負代金の額が5百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1,500万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が1,500平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事（建設業法施行令第1条の2第1項）」のことをいいます。

イ 申請に係る工事と同等の規模以上の宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事を施行し、完了させた実績を有すること。

※ 「申請に係る工事と同等の規模以上」とは、申請に係る工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあっては、実績を有する宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事における盛土及び切土をした土地の面積が、申請に係る盛土及び切土をする土地の面積と同程度以上であることをいいます。

※ 宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事は、原則として、法（旧宅地造成等規制法を含みます。）の許可又は都市計画法の開発許可を受けたものとします。

※ 工事の実績には、工事の元請人としての実績だけでなく、工事の下請人としての実績も含まれます。

(2) 土石の堆積に関する工事の場合の工事施行者の工事施行能力に係る取扱い（法第 12 条第 2 項第 3 号）（審査基準）

土石の堆積に関する工事の場合において、法の許可の基準のうち法第 12 条第 2 項第 3 号に掲げる「工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。」とは、工事施行者が申請に係る工事の施行に必要な建設業法の免許を受けていること（ただし、工事施行者が、建設業法第 3 条ただし書に規定する「政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者」に該当する場合を除く。）をいうものと取り扱います。

なお、土石の堆積に関する工事には、大きく分けて、土石の堆積を開始する前に行なう工事、土石を堆積する工事及び堆積した土石等を除却する工事があり、法の許可申請を行うときに、それら全ての工事について工事施行者を未定とすることはできないものと取り扱います。

※ 土石の堆積に関する工事の内容は多岐にわたるため、原則として「土木工事業」の免許を受けていることとします。ただし、構台又は鋼矢板等の工作物の解体を行う場合は、当該解体に必要な建設業の免許もを受けていることとします。

なお、工事の内容に応じた建設業の種類は次の表のとおりです。

**表：工事の種類と建設業法の建設業の種類
（土石の堆積に関する工事）**

工事の内容	建設業の種類
土石の積重ね	建設業の 許可不要
土石を堆積する土地の勾配を 1/10 以下にするための盛土又は切土に係る工事	土木工事業 又は とび・土工工事業
構台に係る工事	
地盤改良工事	
柵等に係る工事	
排水施設（側溝及び沈砂池を含む。）に係る工事	
鋼矢板等に係る工事	とび・土工工事業 又は 解体工事業 ※ 工事の内容等により必要な免許が異なります。
構台又は鋼矢板等の工作物の解体	

※ 土石を継続的に、又は反復して売買する場合などその他の土石等の除却を予定しない場合であっても、土石の堆積に関する工事についての法の許可は、土石を除却することが前提であり、恒久的に堆積を行うものではないため、法の許可申請を行うときに堆積した土石等を除却する工事に係る工事施行者を未定とすることはできないものと取扱いします。

この場合において、申請に係る工事の期間を最大の許可の日から 5 年間とするときは、許可の日から 5 年間のうちに土石の堆積を開始する前に行なう工事、土石を堆積する工事及び堆積した土石等を除却する工事を行うものとして工事施行者を定めるものとします。

(3) 工事施行者の工事施行能力に係る申請書の添付書類の取扱い（市細則第 11 条第 8 項第 5 号並びに同条第 10 項第 5 号）（審査基準）

法の許可の申請書に添付する書類のうち工事施行者の工事施行能力に係る書類は、市細則第 11 条第 8 項第 5 号並びに同条第 10 項第 5 号のとおりです。当該書類について、次のとおり取り扱います。

※ 土石の堆積に関する工事の場合であって、土石の堆積を開始する前に行なう工事、土石を堆積

する工事及び堆積した土石等を除却する工事ごとに工事施行者を分ける場合は、工事施行者ごとに工事施行者の工事施行能力に係る書類の提出が必要です。

ア 建設業の許可を証する書類の取扱い

市細則第 11 条第 8 項第 5 号並びに同条第 10 項第 5 号に規定する「建設業の許可を証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものと取り扱います。

- (ア) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明（確認）書の原本
 - ※ 前号アのとおり、原則として「土木工事業」の許可に係るものを提出してください。
- (イ) 国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにおいて申請に係る工事施行者について建設業者の詳細情報を印刷したもの
 - ※ 上記(ア)の建設業許可証明（確認）書の原本を提出している場合は、提出は不要です。
 - ※ 国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの WEB アドレス
<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>

イ その他市長が必要と認める書類の取扱い

市細則第 11 条第 8 項第 5 号並びに同条第 10 項第 5 号に規定する「その他市長が必要と認める書類」とは、工事施行者の工事施行能力に関する申告書（市細則第 14 号様式）の記載事項に誤りがないことを確認するために市長が必要と認める書類をいうものと取り扱います。

5 土地の所有者等の同意（法第 12 条第 2 項第 4 号）

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条 （略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一から三 （略）

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

（以下略）

【政令】

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第五条 （略）

2 法第十二条第二項第四号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業
- 二 土地収用法（昭和二十六年法律第百十九号）第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業
- 三 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業
- 四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号に規定する住宅街区整備事業
- 五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第五号に規定する防災街区整備事業
- 六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第三項に規定する地域福利増進事業のうち同法第十九条第一項に規定する使用権設定土地において行うもの

【省令】

（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一から九 （略）

十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類 十一及び十二 (略) 2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一から七 (略) 八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類 九及び十 (略) 【市細則】 (申請書の添付図書) 第11条 (略) 6 省令第7条第1項第10号及び第2項第8号に規定する書類は、工事施行区域内の権利者一覧表、工事施行同意証明書(第7号様式)、印鑑証明書、当該土地又は建物の登記事項証明書その他同意を得たことを証する書類とする。 (以下略)

(1) 同意が必要な者の取扱い(法第12条第2項第4号)(審査基準)

法の許可の基準のうち法第12条第2項第4号中の「当該宅地造成等に関する工事(中略)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者」とは、申請に係る工事施行区域内の土地について、所有権、地上権、永小作権、地役権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る。)、賃借権、使用貸借による権利及び採石権を有する者と取り扱います。

なお、政令第5条第2項に掲げる事業の施行に伴う工事の場合は同意を要しませんが、申請に係る工事施行区域のうち当該事業区域外の土地については、各事業の根拠法令において、土地所有者等の同意が不要である規定がない限り、同意は必要であるものと取り扱います。

- ※ 許可申請に当たっては、あらかじめ、工事施行区域内の土地について上記の権利を有する者全ての同意を得る必要があります。
- ※ 土地を共有して所有している場合など、権利を有する者が複数いる場合は、権利を有する者全ての同意が必要です。
- ※ 使用貸借による権利とは、ある物を賃料を支払わないで使用収益できる権利です。申請に係る工事施行区域内の土地について使用貸借による権利を有する者がいる場合は、その者の同意が必要です。
- ※ 工事施行区域内に建築物その他の工作物(以下この注釈において「建築物等」といいます。)がある場合は、当該建築物等の所有者が、当該建築物が存する土地に賃借権又は使用貸借による権利を有している者に該当するものとして取り扱い、当該所有者の同意が必要です。
- ※ 申請書に添付が必要な「工事施行区域内の権利者一覧表(規則外第12号様式)」には、申請に係る工事施行区域内に登録されていない権利を有する者についても記載しなければならないものとします。

(2) 「法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類」の取扱い(市細則第11条第6項)(審査基準)

法の許可の申請書に添付する書類のうち土地の所有者等の同意に係る書類は、市細則第11条第6項のとおり「工事施行区域内の権利者一覧表、第7号様式の工事施行同意証明書、印鑑証明書、当該土地・建物の登記事項証明書その他同意を得たことを証する書類」です。当該書類について、次のとおり取り扱います。

ア 工事施行区域内の権利者一覧表の取扱い

市細則第11条第6項に規定する「工事施行区域内の権利者一覧表」とは、工事施行区域内の土地について前号に規定する同意が必要な者に該当する全ての者を記載するもので、当該土地1筆ごとかつ当該土地について権利を有する者1者ごとに、1行ずつを記載するものとします。

- ※ 規則外様式を使用することができます。

※ 「地目又は建築物その他の工作物の種類」及び「権利の種別」は、登記されている場合は、登記事項証明書のとおり記載することとします。

※ 権利を有する者の住所及び氏名は、印鑑証明書のとおり記載することとします。

イ 工事施行同意証明書（市細則第7号様式）の取扱い

同意に係る権利を有する者は、許可申請時点で最新の者である必要があり、また、市細則第11条第6項に規定する「工事施行同意証明書」の同意年月日は、同意に係る権利が登記された日（※）以後とするものと取り扱います。

※ 土地・建物の登記事項証明書に付された登記の日付であって、原因の日付ではありません。

ウ その他同意を得たことを証する書類の取扱い

(7) 権利を有する者として登記されている者の死亡等の場合の取扱い

権利を有する者として登記されている者の死亡等により、登記されている者本人から工事施行同意証明書（市細則第7号様式）及び印鑑証明書の取得ができない場合（権利を有する者が同意しない場合及び取得に時間を要する場合を除く。）は、申請書に添付する「法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類」を、その他同意を得たことを証する書類とすることができるものと取り扱います。具体的な書類については、窓口にてご相談ください。

(4) 権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合の取扱い

権利を有する者が、印鑑証明書の取得ができない国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、申請書に添付する「法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類」を工事施行同意証明書（市細則第7号様式）及び印鑑証明書に代えて、「その他同意を得たことを証する書類」として、当該公共機関が作成した、申請に係る工事に当該公共機関が同意していることが分かる文書とすることができるものと取り扱います。